

# 愛媛県環境保全型農業推進会議 次第

日時:令和6年11月18日(月)13:30～

場所:愛媛県林業会館 3F 大ホール

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 協議事項

- (1)環境保全型農業及び有機農業の取組状況について
- (2)環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について
- (3)「愛媛県みどりの食料システム戦略基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」の来年度の見直しについて
- (4)愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議
- (5)R6年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールについて

## 4 その他

## 5 閉会



愛媛県環境保全型農業推進会議 出席者名簿

所 属	役 職	氏 名
愛媛大学大学院農学研究科	教 授	山本 和博
松山青果株式会社	常務取締役	高市 裕二
農家ウェブ企画・制作	代 表	竹森 まりえ
愛媛県栄養士会地域活動事業部	部 長	安永 久美子
愛媛県農業指導士会	農業指導士	大程 幸子
愛媛県農業指導士会	農業指導士	西部 知香
愛媛県農業協同組合中央会総合企画部	部 長	別府 和彦
全国農業協同組合連合会愛媛県本部営農畜産振興部	部 長	堀岡 茂
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課	主 幹	中野 賢
〃	係 長	久保井 健
〃	担当係長	内田 和仁
〃	技 師	縄田 亜由美





## 愛媛県環境保全型農業推進会議設置要領

## (設置)

第1条 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の効率使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進するため、愛媛県環境保全型農業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 推進会議の任務は次のとおりとする。

- (1) 環境保全型農業推進基本方針に関すること。
- (2) 有機性資源の循環利用と土づくり運動の推進に関すること。
- (3) 環境保全型農業技術等の調査・研究に関すること。
- (4) 有機農業の推進に関すること。
- (5) 愛媛県特別栽培農産物等認証制度の運用・推進、栽培基準の検討、認証の審査に関すること。
- (6) その他環境保全型農業の推進に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内を以て構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者
- (3) 消費関係者
- (4) 食品流通関係者
- (5) 農業関連団体代表者

## (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、任期満了であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

## (推進会議)

第6条 推進会議は、会長が召集し、これを主宰する。

- 2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を求め、委員現在数の過半数の同意をもって委員会の議決に代えることができる。

## (部会の設置)

第7条 推進会議の円滑な推進を図るため、推進会議に愛媛県環境保全型農業専門部会（以下「部会」という。）を置き、別表1に掲げるものをもって組織する。

2 部会は、会長の命により、環境保全型農業の推進に必要な事項について協議するものとする。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(審査会の設置)

- 第8条 愛媛県特別栽培農産物等認証制度の円滑な運用を図るため、推進会議に愛媛県特別栽培農産物等認証審査会（以下「審査会」という。）を置き、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 審査会は、第2条第5号に定める任務のうち認証の審査について専決することができる。
- 3 審査会会長は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長の職にある者をもって充てる。
- 4 審査会副会長は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹の職にある者をもって充てる。
- 5 審査会副会長は、審査会会長を補佐し、審査会会長に事故あるとき又は審査会会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会会長は、審査会を招集し、会議の議長となり議事を総理する。
- 7 審査会の議事は、出席した審査会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 審査会の審査結果については、審査会の後最初に開催される委員会において報告する。
- 9 審査会会長は、必要に応じて審査会委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
- 10 審査会は、必要に応じて現地調査を行うことができる。
- 11 審査会会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全審査会委員の賛否を求め、審査会委員現在数の過半数の同意をもって審査会の議決に代えることができる。

(庶務)

- 第9条 推進会議の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において行う。

(その他)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和5年5月12日から施行する。

別表1（第7条関係） 愛媛県環境保全型農業専門部会構成員

所 属 ・ 職 名	備考
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹（環境農業担当） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ担当係長 （農産園芸課長が指名する者） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課研究企画係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長 愛媛県農林水産部農業振興局畜産課経営指導係長 愛媛県農林水産部森林局林業政策課木材流通戦略係長 全国農業協同組合連合会愛媛県本部営農畜産振興部営農支援課長 愛媛県畜産協会事務局長	主査

別表2（第8条関係） 愛媛県特別栽培農産物等認証審査会

所 属 ・ 職 名	備考
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹（環境農業担当） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係 担当係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ担当係長 （農産園芸課長が指名する者） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長 愛媛県農林水産部研究所農業研究部病理昆虫室長 愛媛県農林水産部研究所果樹研究センター病理昆虫室長 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部野菜花卉課担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部果実課担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部米穀課販売担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部米穀課生産担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部肥料農薬課肥料担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部肥料農薬課農薬担当職員	主査

愛媛県環境保全型農業推進会議委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	愛媛大学大学院農学研究科 教授	山本 和博
食品流通関係者	松山青果株式会社 常務取締役	高市 裕二
消費関係者	農家ウェブ企画・制作	竹森 まりえ
	愛媛県栄養士会 地域活動事業部長	安永 久美子
生産者	愛媛県農業指導士	大程 幸子
	愛媛県農業指導士	西部 知香
農業関係団体 代表者	愛媛県農業協同組合中央会 総合企画部長	別府 和彦
	全国農業協同組合連合会 愛媛県本部 営農畜産振興部長	堀岡 茂



## 愛媛県みどりの食料システム基本計画の概要

令和5年3月

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

## 1 趣旨

環境に配慮した地域社会の創造は、全ての産業が貢献すべき重要な課題であり、農林漁業においても、自らが環境に及ぼす影響を低減した持続可能な事業活動に転換していくことが求められている。本計画は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」に基づき、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の推進方策を定め、その着実な推進に資するものである。

## 2 計画の期間

令和4年度から令和7年度

## 3 内容

- 1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標
  - ・化学肥料及び化学農薬の削減
  - ・エコえひめ農産物、環境保全型農業直接支払交付金、有機農業の取組面積拡大
- 2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
  - (1) 農業に関する活動
    - ・土づくり強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及
    - ・消費者と連携した環境保全型農業の取組
    - ・農業用廃プラスチックの適正処理
    - ・温室効果ガスの削減
  - (2) 畜産業に関する活動
    - ・家畜排せつ物の管理における取組
    - ・家畜の飼養管理における取組
  - (3) 林業に関する活動
    - ・省エネ対応型機械等の導入
    - ・未利用材の木質バイオマス利用
  - (4) 漁業に関する活動
    - ・省エネ型エンジンやスマート給餌機の導入
- 3) 特定区域に関する事項  
該当なし
- 4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項
  - ・土づくり強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及
  - ・地域資源を活用したリサイクル促進
- 5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項
  - ・消費者と連携した環境保全型農業の取組
- 6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項
  - ・環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善
  - ・地域の先進的取組のモデル化（特定区域設定）の推進





愛媛県みどりの食料システム基本計画

令和5年3月

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

項 目	H22	H27	現状 (R元)	目標指標 (R7)
1 化学肥料窒素成分使用量(kg/10a)	7.9	7.4	7.5	6.5
2 化学肥料窒素成分使用量(t)	3,707	3,454	3,418	2,500
3 化学農薬使用量(kg/10a)	6.9	7.9	7.6	6.5
4 化学農薬使用量(t)	3,260	3,460	3,175	2,500
5 エコえひめ農産物取組面積(ha)	958	914	865	890
6 環境保全型農業直接支払取組面積(ha)	-	219	219	245
7 有機農業取組面積(ha)	389	350	491	670

(別紙1：愛媛県環境保全型農業推進基本方針 2頁参照)

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

(1) 農業に関する活動（別紙1：2頁の(4)1項参照）

1. 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及  
(別紙1：2頁の(4)①参照)
2. 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大  
(別紙1：3頁の(4)③参照)
3. 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進  
(別紙1：3頁の(4)⑤参照)
4. 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減  
(別紙1：4頁の(4)⑥参照)

(2) 畜産業に関する活動

1. 家畜排せつ物の管理における取組

脱臭装置の設置、微生物を利用した浄化处理、堆肥化における副資材の投入や切返し回数の変更、畜産バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

## 2. 家畜の飼養管理における取組

脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス改善飼料給与等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

### (3) 林業に関する活動

省エネ対応型林業機械や車両の導入のほか、未利用材の木質バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進（みどりの食料システム法第19条第3項等の措置）等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

### (4) 漁業に関する活動

省エネ型エンジンやスマート給餌機の導入等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

## 3 特定区域を定める場合にあつては、次に掲げる事項

該当なし

## 4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

### 1. 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及

（別紙1：2頁の（4）①参照）

### 2. 地域資源を活用したリサイクルの促進

（別紙1：3頁の（4）②参照）

## 5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

・消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

（別紙1：3頁の（4）③参照）

## 6 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

・環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

（別紙1：3頁の（4）④参照）

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、県、市町、関係団体等関係者が連携して、有機農業をはじめとする地域の先進的取組のモデル化（特定区域設定）を推進し、みどりの食料システム関連予算や認定制度等を活用しながら、優良事例の横展開による取組の普及拡大を図る。

愛媛県環境保全型農業推進基本方針

令和5年3月

愛媛県

## 愛媛県環境保全型農業推進基本方針

### 1 趣旨

県民の環境問題に対する関心が高まる中で、農業も環境と調和のとれた生産活動を展開し、県民の理解を得ていくことが必要である。

農業は本来、生態系を活用した物質循環機能を有し、環境との調和を基礎に、長期的に持続できる産業である。また、食料の生産に加えて国土保全、地球温暖化防止、生物多様性保全といった多面的機能を有している。

環境に配慮した地域社会の創造は、全ての産業が貢献すべき重要な課題であり、自然の物質循環を通して豊かな農作物を生産する農業においても、「持続可能な開発目標（SDGs）」と「みどりの食料システム戦略」の達成に向け、自らが環境に及ぼす影響を低減し、本県農業全体を環境と調和のとれた持続可能なものに転換していくことが求められている。

そのため、本県では、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）、「有機農業の推進に関する法律」、「環境保全型農業直接支払交付金」等の施策等を推進し、環境保全型農業を実践する農業者の確保・育成に努め、環境と調和した農業の展開を図ることとしているところである。

本指針は、これらの現状を踏まえ、農業に起因する環境への負荷を低減し、温室効果ガスの削減など地球環境の改善にも寄与する「環境保全型農業」の推進方策を定め、その着実な推進に資するものとする。

### 2 環境保全型農業の定義

本県における環境保全型農業の定義は、『農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業』とする。

### 3 環境保全型農業の推進方策

#### (1) 基本課題

本県が推進する環境保全型農業は、土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減技術の導入を図り、肥料や農薬による環境負荷の軽減対策を推進するとともに、畜産農家や流通・加工・消費関係者と連携し、地産地消などの産地の取組とも一体となって、資源循環型農業の構築と、安全・安心な農作物の供給体制の整備を目指すことを基本課題とする。

また、地下水等の水質改善や農業生産資材の適正処理、地球温暖化の防止等に寄与する省資源・省エネルギー化対策など、周辺環境の整備を一体的に推進し、環境と調和した持続的な農業の普及・浸透を図るものとする。

#### (2) 推進項目

主な推進項目は次のとおりとする。

- ① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及
- ② 地域資源を活用したリサイクルの促進
- ③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大
- ④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善
- ⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進
- ⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

※IPM：総合的病害虫管理システム

### (3) 推進目標及び年次

環境保全型農業の推進にあたっては、次の項目に令和7年の目標指標を定め、(4)の推進方策を基に、地域毎の現状を踏まえて、環境に負荷の少ない農業生産技術の普及・定着とその周辺環境の整備を推進する。

項目	H22	H27	現状 (R元)	目標指標 (R7)
1 化学肥料窒素成分使用量(kg/10a)	7.9	7.4	7.5	6.5
2 化学肥料窒素成分使用量(t)	3,707	3,454	3,418	2,500
3 化学農薬使用量(kg/10a)	6.9	7.9	7.6	6.5
4 化学農薬使用量(t)	3,260	3,460	3,175	2,500
5 エコえひめ農産物取組面積(ha)	958	914	865	890
6 GAP認定件数	-	-	11	30
7 環境保全型農業直接支払取組面積(ha)	-	219	219	245
8 有機農業取組面積(ha)	389	350	491	670

※化学肥料及び化学農薬使用量の現状は、H30

### (4) 推進方策

本県においては「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」を策定し、県内の主な作物毎に、土づくりや化学肥料・化学農薬の削減技術を示して、その普及・定着に努めているところであり、今後とも、指針に示した生産方式、燃油使用量等の低減による温室効果ガス排出量の削減及びその他環境負荷低減に資する活動を推進し、環境と調和のとれた農業生産方式の実践を促進させ、環境保全型農業の推進を図るものとする。

また、化学肥料・化学農薬の削減や有機農業を実践する上で必要となる技術の開発を行い、環境負荷の低減を図るものとする。

#### ① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及

##### ア 土づくりの強化

土づくりは、土壌が有する作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気浄化機能、生物多様性の保全機能等、環境保全型農業を進める上で、基本的な技術であり、家畜排泄物等の有効利用を推進し、地力の増進と化学肥料の削減を図っていく。

このため、土づくりに関する情報の提供や啓蒙活動の実施・土壌診断活動に基づくきめ細かな推進指導體制の整備等を図りながら、堆肥等有機質資材施用技術や緑肥作物利用技術(草生栽培を含む)等の普及を中心に、有用微生物資材の利用や深耕、排水、客土等を推進する。

また、2月1日を土の日、2月を土づくり強調月間として、土づくり運動の推進を図るものとする。

##### イ 化学肥料の削減

肥料は、農業生産において不可欠な資材であり、環境保全型農業を行うためには、土壌条件や作物生育ステージにあった適正な施肥が必要である。

このため、現場の状況を反映した県の施肥基準を毎年度、見直しを行い、作物毎の適正施肥の推進を図るとともに、施肥量削減技術の確立や土壌診断活動等に基づく施肥指導を充実し、局所施肥技術・可変施肥技術・ドローンを活用した施肥技術・肥効調節型肥料施用技術・有機質肥料施用技術等による、化学肥料削減技術の導入を促進する。なお、肥効調節型肥料については、⑤の実践に留意のもと適正な使用管理を徹底する。

##### ウ 化学農薬の削減

環境と調和した農業を展開し、より安全・安心な農作物を生産するためには、化学農薬に過度に頼らず、土着天敵の利用等生物多様性保全に効果が高く、抵抗性病害虫の発生を回避する病害虫防除の普及・浸透を図ることが重要である。

このため、農作物病害虫等防除指針や病害虫発生予察情報に基づき、病害虫の発生状況に応じた効果的な防除の推進を図るとともに、温湯種子消毒技術・機械除草技術・除草用動物利用技術・生物農薬利用技術・対抗植物利用技術・抵抗性品種栽培台木利用技術・土壌還元消毒技術・熱利用土壌消毒技術・光利用技術・被覆栽培技術・フェロモン剤利用技術・マルチ栽培技術、I P M技術等の推進により、農薬使用によるリスクの軽減を図る。

また、近年の気象変動に伴い、新たに侵入・多発する病害虫や雑草への対策を講ずる必要があることから、病害虫や雑草の発生様相に対応した新たな防除技術や効率的な防除体系の確立を進める。

さらに、農薬の使用においては、「農薬取締法」等関係法令を遵守するとともに、適正な使用管理を徹底する。

## ② 地域資源を活用したリサイクルの促進

資源の循環利用が重要な課題となる中で、家畜排せつ物や作物残さ、木質材料や食品加工残さ等の未利用資源については、堆肥等による農業分野への再生利用が適切な利用方法の一つとして推進されている。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境と調和した農業生産の確立を図るためにも、これら有機性資源の循環利用の推進が不可欠となっている。

このため、効率的な有機性資源の利用促進を図るため、木質・堆肥ペレットなどの技術開発、普及を促進させるとともに、地域の現状や耕種農家の意向を踏まえて、堆肥散布組織の育成や機械・施設等の条件整備、畜産農家や流通・加工・消費等関係機関との連携システムの構築を図り、地域資源の循環利用に係る周辺環境を整備する。

## ③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

安全・安心な農作物に対する消費者ニーズに対応して、有機農業をはじめとする減農薬・減化学肥料栽培等は、近年増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症が世界規模で蔓延したことにより、安全・安心な国産農産物の価値が改めて認識されている。

これらの取組は、消費・流通との深い係わりの上に成り立っており、それぞれ特色のある生産・流通・交流活動が行われている。

また、県独自の認証制度や有機農業の推進に関する法律の施行、環境保全型農業直接支援対策の導入など、減農薬・減化学肥料栽培の拡大に関連する制度の整備も進んでいることなどから、これらの制度の普及推進や技術支援に努めるとともに、有機JAS認証制度やエコえひめ認証制度等を活用した農産物表示の認知度向上を図りながら、消費者と生産者の相互理解の増進や流通・加工・消費等関係者との連携強化を促進させ、食育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入等を進め、地域に根ざした環境保全型農業の取組を拡大する。

## ④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

肥料や農薬は、農業生産にとって必要不可欠な資材であるが、現行の栽培体系では、地下水等の硝酸性窒素の環境基準等を維持することが困難な地域もあることから、これらの現状や近年の試験研究の成果等を踏まえて、施肥基準等の既存基準の見直しを行うとともに、地域における推進体制を整備し、関係者の問題意識の醸成や生産技術の改善、対策事業の導入等により、地域課題としての環境負荷軽減対策を推進する。

## ⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

農業生産活動に伴う、ビニールフィルムや肥料袋、農薬の空容器等各種の農業用廃プラスチック等については、産業廃棄物としての法に基づく適正処理が求められている。

本県においては、行政・農業者団体等が一体となり、排出量の削減や再生利用を基本とした適正処理を推進しているところであるが、環境と調和した持続的な農業の定着を図るためにも、環境保全型農業の推進活動の一環として、野焼き等による不適切な資源の処理体制を是正し、農業生産資材の適正処理や生分解性マルチ等の利用拡大、リデュース・リユース・リサイクルの一層の普及浸透を図る。

また、近年、プラスチックを使用した被覆肥料の被覆殻が、ほ場から海洋に流出することによる環境影響が懸念されていることから、流出防止対策の徹底と、代替技術（化学合成緩効性肥料の活用、ペースト施肥や粒状・液状肥料の流し込み施肥技術など）の普及推進による被覆肥料の使用量削減を図る。

#### ⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

環境負荷の軽減を図り、二酸化炭素の削減等、地球温暖化対策などへの対応を図るとともに、生産コストの低減対策を併せて推進するため、様々な作物や畜産系、林産系などのバイオマス資源をエネルギー変換・利用する循環システムを構築するとともに、有機性資源の再生利用の促進による焼却処理の回避や、施設栽培における省エネルギー化、自然エネルギーの活用等の技術課題についても検討を進め、二酸化炭素の削減等、地球環境の改善に寄与する省資源・省エネルギー化の促進を図る。

#### 4 環境保全型農業の推進体制

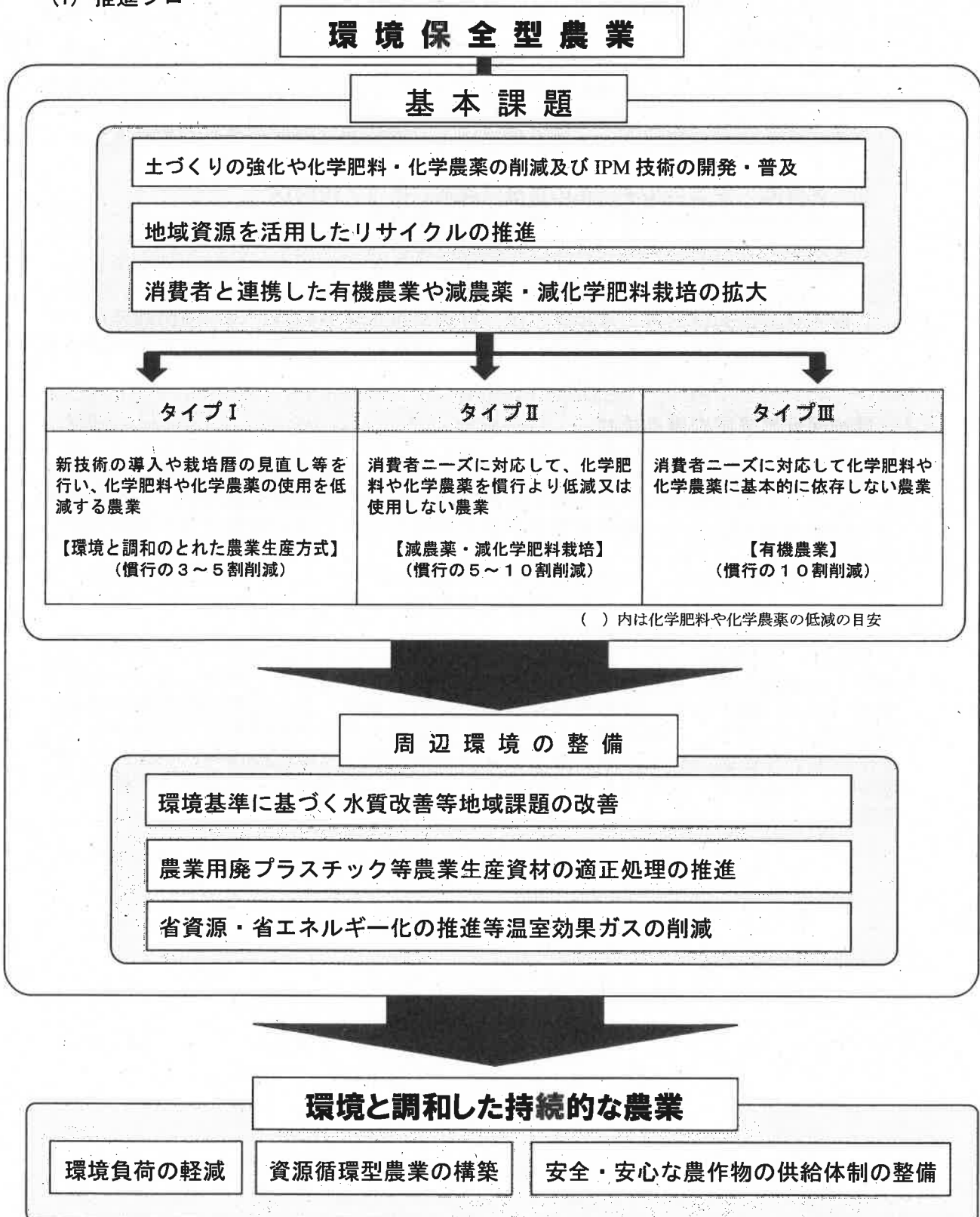
本県における環境保全型農業の推進にあたっては、農業者・農業団体をはじめ、流通・加工・消費関係者等を構成メンバーとする、愛媛県環境保全型農業推進会議を中心に、各関係機関の相互理解と連携を図りながら、農業生産活動による環境負荷の軽減対策を基本に、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備を図るものとする。

また、SDGsとみどりの食料システム戦略の達成に向け、持続可能な農業を確立するため、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、持続可能な農業生産や消費行動を促す取組を推進する。

さらに、各地域においては、農協、生産者団体の役割を明確にして、農業生産活動による環境負荷の低減対策を推進するとともに、生産現場と流通・加工・消費等関係組織が一体となり、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備に努めるほか、有機農業については、愛媛県有機農業推進計画を推進するとともに、モデル地区（特定区域）設定による有機農業の団地化促進等、地域の特色を活かした有機農業の産地づくりを推進することで、環境保全型農業の面的拡大を図るものとする。

## 5 環境保全型農業の推進フローと対策

### (1) 推進フロー





(2) 対策

① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及  
(環境にやさしい健康な土づくりの推進・環境保全型農業技術の開発・普及)

対 策	内 容
環境と調和のとれた農業生産方式や有機農産物等栽培技術の確立・普及	■土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を併せて行う農業生産技術を確立するとともに、関係機関・団体等と連携して化学肥料・化学農薬の低減目標を設定し、環境と調和のとれた農業生産方式の導入を推進する。更に、有機農業(無農薬、無化学肥料)等による栽培技術の調査・開発・普及に努める。
土づくり運動の推進	■2月1日を土の日、2月を土づくり強調月間とし、土づくり研修会の開催等による環境にやさしい土づくりの普及啓発活動を推進する。
有機質堆肥の利用促進	■家畜ふん尿を処理した堆肥など有機質肥料の施用による土づくりを推進し、地力の増進を図る。また、ペレット堆肥の研究を進め堆肥の利用促進を図る。
合理的な作付体系の普及	■集落営農の展開を踏まえ、地域の条件にあった輪作体系の確立や緑肥作物を適切に組み入れた合理的な作付体系の普及を図る。
土壌管理の推進	■土壌診断・生育診断に基づく施肥を基本として、肥料・農薬などの資材の適正使用等による環境に配慮した効率的な土壌管理を推進する。
土壌診断機能の充実強化	■土壌条件や作物の生育状況に応じたきめ細かい土づくりや施肥の合理化を進めるため、ドローンによるリモートセンシング等簡便かつ広域的な手法の導入・普及を推進し、パソコン処理等による処方箋作成するなど、土壌診断機能を充実強化する。
施肥基準に基づく適正施肥の推進	■県の施肥基準を基本に、地域毎、作物毎の施肥指導を推進するとともに、技術の進展に応じて基準の見直しを行う。
施肥量削減技術の確立・普及	■有機質肥料や肥効調節型肥料、局所施肥技術等の適応作物の拡大、地域のバイオマス資源を活用した施肥技術の確立を図るとともに、これらの技術を組み合わせた施肥量削減技術を確立し、普及に努める。
要防除水準の確立	■作物別の要防除水準の設定をより多種類の作物に拡充し、その普及・実践により、防除の適正化と農薬使用量の削減に努める。
農薬の危害防止対策	■農薬による事故等の発生を未然に防止するため、農薬販売者や農薬使用者に対し、農薬の保管管理や安全使用を普及啓発する。
バイオテク手法を駆使した抵抗性品種の育成	■バイオテク手法を駆使し、高品質で病害虫に抵抗性を有する品種の育成に努めるとともに、土壌伝染性病害に対して、抵抗性を有する台木の普及を進める。
総合的病害虫管理システム(IPM)の推進	■天敵(土着含む)やフェロモンなど各種防除技術を組み合わせ、許容水準以下に病害虫の発生をコントロールする総合的病害虫管理システム(IPM)を推進する。 ■薬剤抵抗性など農薬のみでは対応できない病害虫等や、新たな侵入や温暖化等により被害が拡大し、従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫等について、地域の栽培体系等を考慮した新たなIPM防除体系を確立し、普及に努める。
収量・品質安定のための技術開発	■環境保全型農業による農産物の収量や品質安定のため、マルチ栽培や雨よけ栽培に加え、新たな技術開発を図り、普及に努める。

②地域資源を活用したリサイクルの促進

対 策	内 容
耕種農家と畜産農家の連携強化	■耕種農家と畜産農家の連携強化を図り、受託組織や集落営農の活動と一体となった取組等により、稲わらや家畜ふん尿堆肥などのリサイクルの推進に努める。
有機性資源の利用促進システムの確立	■有機性資源の需要拡大を図るため、堆肥ペレット・木質ペレットの技術開発及び普及を促進させるとともに、インターネット等を利用した有機性資源の情報の提供やPRに取り組み、広域流通を促進する。 ■既存の堆肥処理施設の有効利用に加え、大型の基幹堆肥センターや不需要期に堆肥を保管するための倉庫施設等の整備を進める。
地域が一体となったリサイクルの取組	■地域が一体となったリサイクルの取組を促進させるとともに、リサイクルシステムの実証事業やハード事業の取組を推進し、その定着化を図る。

### ③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

対 策	内 容
有利販売につながる流通体制の確立	■生産者と消費者の提携を促進するとともに、量販店との契約取引や産直等有利販売につながる流通体制を確立する。
広域的情報交換システムの整備	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の生産、販売等の情報について、広域的な情報システムを整備する。
有機農産物等の高付加価値化等	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等や農産加工品の高付加価値化を図るとともに、消費者が容易にこれらの農産物等を判別、入手できるようにするため、市場や量販店等と連携を図り、表示（ラベリング等）の徹底を図る。 ■農業者と消費者、市場や量販店等、それぞれが、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培により生産された農産物の価値を認め合う関係づくりを促進するため、イベントや交流会等を通じて農業者の取組や苦労、認証表示を含めた農産物等の情報提供を行う。
生産体制の強化と支援制度の充実・活用	■エコファーマー等の認定を支援し、その発展的形態である、特別栽培農産物や有機農業の生産普及拡大を図る。 ■化学肥料、化学農薬の大幅な削減や有機農業の取組を促進するため、環境保全型農業直接支払交付金等各種制度の活用を図るとともに、有機JAS認証取得の推進等を図る。
栽培技術の確立支援	■栽培技術の確立を図るため、技術実証事業の取組を推進し、産地の育成を図る。

### ④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

対 策	内 容
地域課題の原因究明	■地域課題の発生地域に対しては、当該地域の営農実態調査等を実施し、直接的・間接的な原因を把握して、農業生産者の認識と改善意識の高揚を図る。
既存技術の見直し	■現行の栽培体系では、問題点の解決が難しい地域に対しては、試験研究等の成果や新たな検討を加えて、既存技術を見直し、その普及に努める。
関係機関との連携強化	■地域課題の共通認識と改善意識の高揚を図るとともに、改善対策の取組を促進するため、関係機関・団体の連携化を図り、地域における推進体制を整備する。
各種事業等を活用した改善対策の推進	■改善対策の取組にあたっては、各種事業を活用し、関係機関・団体等が取り組みやすい事業の推進を図る。

### ⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

対 策	内 容
関係機関の連携による効率的処理システムの構築	■農家、農協、市町村等関係者の協力のもとに、廃プラスチック類等の適正処理システムを継続するとともに、分別回収の推進等により、リサイクル処理の推進を図る。また、養液栽培の廃液についても再利用や適正処理方法の確立を図る。
代替資材の利用促進等	■生分解性マルチシートなど地域環境に負荷を与えることなく処理することが可能な代替資材の実証・普及や農薬の空き容器の回収システムの利用促進を図る。
意識啓発活動の促進	■農協、市町村等の協力のもと、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理や分別収集等の啓蒙や取組意識の高揚を図る。

### ⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

対 策	内 容
情報の収集	■省資源・省エネルギー技術を活用し、低コストで環境に優しい農業生産の普及・定着を図るため、エネルギー作物や木質残材等の未利用バイオマス資源等に関する情報収集に努め、その導入方法や問題点の検討を行う。

関係機関等の連携強化	■省資源・省エネルギー技術の推進にあたっては、民間も含めて幅広い分野の技術開発や関連機器・資材の普及が不可欠であるため、関係機関等との連携強化に努める。
有機性資源の再生利用の促進	■稲わら等有機性資源の焼却を回避し、堆肥化して再生利用する等、農業生産活動による二酸化炭素の発生抑制を促進する。
二酸化炭素削減等地球環境改善の寄与度評価	■二酸化炭素の吸収量等、生産活動による地球環境改善に対する寄与度を算出・評価し、環境保全型農業の自己評価や消費者の理解促進を図る。
新エネルギー導入の促進	■エネルギー作物や畜産系、林産系、水産系等のバイオマス資源を活用したバイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造等の取組を促進させるため、技術開発、経済性の調査を推進する。

⑦ その他（環境保全型農業の推進運動の展開）

対 策	内 容
生産者と消費者の信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入などにより、生産者と消費者の交流を促進させ、両者の信頼関係を構築し、有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の安全性や機能性等に対する正確な情報提供を行い、相互理解の増進を図る。</li> <li>■生産者による農産物の生産工程管理（GAP）への取組を支援することで、農産物の安全性確保だけでなく、環境負荷の軽減や作業者の安全衛生の確保を図る。</li> </ul>
県民への環境保全型農業の理解促進	■流通関係者、消費者等に対し、SDGsの達成やエシカル消費につながる環境保全型農業の意義や現場の苦勞・工夫について、情報提供やPR活動を行い、理解促進を図る。
生産者の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境と調和した生産方式の実践を推進するとともに、環境保全型農業に関する研修会、シンポジウム等を開催し、生産者の意識啓発や自主的な努力の醸成に努める。また、環境保全型農業に取り組む地域リーダーの育成を図る。</li> <li>■環境保全型農業の模範となる優良事例の紹介や表彰等により生産者の意識高揚を図る。</li> </ul>
環境保全型実践集団の組織化	■先駆的な実践事例の成果も踏まえ、地域の実情に応じた環境保全型農業実践集団の組織化を促し、活動を支援する。
生産者等の意見の把握による環境保全型農業の推進	■環境保全型農業推進会議等により、生産者、消費者、流通業者等から有機農業や減農薬・減化学肥料栽培等に関する提言等を受け、その提言等に基づき、関係機関・団体と連携・協力の上、環境保全型農業を推進する。

※SDGs：2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標で、2030年までに取り組むべき17の国際目標。

※エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。SDGsの17の目標のうち、12番目の目標「つくる責任つかう責任」に関連する取組。



# 有機農業及び環境保全型農業に係る県の支援策と取組の現状

## 1. 県試験研究機関（農水研・果樹研）による環境保全型農業に係る試験の取組

試験課題名（実施年度）	内容と結果
育苗環境を改善する新たなイチゴの IPM 技術体系の構築 (R4～)	<p>○炭疽病の伝染源となる草種の特定や伝染環の解析による新たな感染防止対策確立、ハダニ類に対する土着天敵を利用した防除体系の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いちごの周辺雑草から炭疽病が検出されたものの、病原性が認められたものは 12 菌株中 1 菌株であったため、感染する確率は低いと思われる</li> <li>・ハダニタマバエ類、カブリダニ類およびハダニアザミウマなどの土着天敵の生息が明らかになった。</li> </ul>
土着天敵等を活かしたミニ野菜等の生態的病害虫防除技術の開発 (R4～)	<p>○土着天敵（ヒメハナカメムシ、クサカゲロウ、寄生蜂等）を活用したズッキーニとミニハクサイの有機栽培技術の実証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメハナカメムシやアカメガシワクダアザミウマ等の土着天敵が確認されたが個体数は少なかった。慣行栽培区と有機栽培区で収量差はなかった。</li> </ul>
未利用バーク（樹皮）を活用した果樹園土壌改良技術確立 (R3～)	<p>○粉碎バークのマルチングによる甘平の裂果軽減技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スギ・ヒノキチップ、スギチップを甘平栽培圃場の表面に通年マルチ状に処理して土壌水分保持に努めたが、裂果軽減効果は認められなかった。</li> </ul>
有機水稲栽培におけるスクミリンゴガイ対応技術の開発 (R3～)	<p>○農林水産研究所及び松前町の実証圃場において、中苗利用と捕獲トラップ設置によるスクミリンゴガイの食害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中苗移植区と慣行の稚苗区との収量差はなく(510kg/10a)、スクミリンゴガイの食害を抑え、除草回数 0 回でも雑草が抑制できた(稚苗区は水田除草機で 3 回処理)。</li> <li>・20a のほ場に 8 個の捕獲トラップを設置し、4 日間の捕獲数は 881 匹で、捕殺作業の省力化ができた。</li> </ul>
愛媛県試第 28 号（紅まどんな）の効果的防除技術の開発 (R4～)	<p>有効薬剤の検討や天敵製剤等の利用によるミカンキイロアザミウマの効果的な防除技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8 種類の農薬の感受性を検定したところ、ファインセーブとコテツの効果は高かったが、他は死亡率が 50%以下で防除効果の低下が確認された。</li> </ul>
柑橘の剪定枝を利用した炭素貯留方法の検討 (R4～)	<p>○柑橘破碎剪定枝の家畜敷料への利用及び堆肥化技術の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柑橘破碎剪定枝を用いた堆肥施用区と無処理区で果実品質、収量、葉中及び土壌中の窒素に有意な差はなかった。</li> </ul>
県内有機資源の有効活用の検討 (R4～)	<p>○県内の様々な有機質資材のデータベース化及び施肥設計支援ツールの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥や食品残渣等の有機資源の成分分析を実施し、R4 年度からの累積で 47 件のデータベース化をすることができた。</li> </ul>

## 2. 県機関における有機栽培技術講習会の開催 (R5)

地区	品物	参加人数	内容
今治	レモン	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レモン実証試験の報告</li> <li>・環境保全型農業の啓発</li> </ul>
中予	春野菜、葉物野菜	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫防除と有機農業実証試験の結果について</li> <li>・有機農業及び有機 JAS 認証について</li> </ul>

南予	ゆず	8	・ゆずの有機栽培における病虫害防除について ・微生物農薬を利用したカミキリムシ防除剤の設置について
----	----	---	--

### 3. 県機関による土壌管理講習会の開催および土壌診断等 (R5)

地区	作物	のべ参加人数	内 容
東予	さといも	58	・栽培及び肥培管理について ・稲、麦、いも・豆類、野菜、果樹、花きの土壌分析診断項目数 779 件
今治	柑橘 さといも	21	・土づくりと施肥改善について ・果樹・花きの土壌分析診断項目数 258 件
中予	トマト さといも	143	・クロピラリドによる生育障害周知 ・緩効性肥料による肥料流亡対策 ・野菜・果樹・花きの土壌分析診断項目数 1962 件
八幡浜	トマト等	73	・堆肥等の利用、土づくりについて ・野菜・果樹・花きの土壌分析診断項目数 2526 件
南予	イチゴ さといも	30	・土壌診断結果について ・野菜・作物・果樹等の土壌分析診断項目数 180 件

### 4. 県施設における技術実証展示圃の公開 (R5年)

場 所	作物	面積 (a)	主な調査内容
上島町岩城	温州みかん	10	有機 J A S 農薬及び耕種的防除を組み合わせた技術確立
	レモン	8	天敵 (ミヤコカブリダニ) による化学農薬低減技術 ・放飼天敵と土着カブリダニが増加しハダニを抑えることができたが、有機栽培区の収量は低かった。
久万高原町	トマト	1.2	○微小害虫侵入防止資材 (光反射シート) の効果の検討 ・アザミウマ類、アブラムシ類の抑制効果は見られたが、コナジラミ類については、ハウス内で増殖してしまった。
鬼北町	ユズ	5	○管内の堆肥を利用した有機栽培技術の検討 ・豚ふん、鶏糞の利用でも有機肥料区と比べて収量差がなかったが、散布に労力がかかった。

### 5. 「有機農業転換支援事業」の実施状況 (R3~R6)

有機 J A S 認証を目指す農業者に対し、転換期に施用する有機質肥料に係る割増経費を定額 (20 千円/10 a) 補助 (上限は1戸当たり100千円) し、同認証の取得支援を図る。

年度	件数	申請面積 (a)	補助額 (千円)
R 3	6 (水稲、野菜、果樹)	322	520
R 4	11 (水稲、野菜、果樹)	593	974
R 5	7 (水稲、野菜、果樹)	341.3	556
R 6	2 (水稲、果樹)	78	136

### 6. 「有機野菜等面積拡大支援事業」の申請状況 (R6~)

有機農業面積拡大及び省力化に資する農業機械の導入を支援 (補助率 県 1/3 以内)

対象者: 認定農業者または認定新規就農者で、有機栽培の認定 (有機 J A S 等) を受けている者

件数	要望の機械	事業費 (円)	補助額 (円)
11 今治市、松山市、 東温市、砥部町	ハンマーナイフモア、 自走式除草ロボ 堆肥散布機 トラクター等	22,431,624	6,646,000

7. 「有機農業者研修生受入れ支援事業」の申請状況（R6～）

事業実施主体（先駆的有機農業者）が研修生を受け入れた際の研修に係る経費を支援  
 研修生受入れ1人あたり 4,400円/日で補助対象研修期間は20～40日

件数	受入れ研修生合計人数	補助額(円)
3件 今治市、松山市	8人	963,600円

8. 有機 JAS 指導員の育成（R3～R6年）

有機 JAS 農業指導員の育成及び国際水準の有機農業の普及を支援する。

年度	人数
R3	7
R4	9
R5	10
R6	10

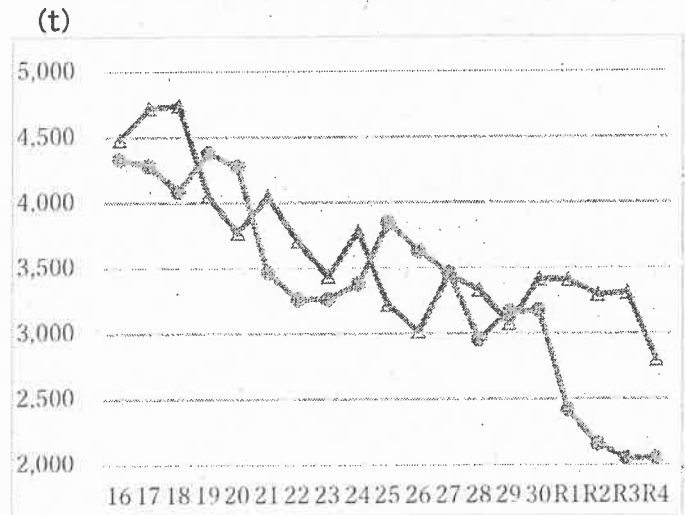
9. R5年度 エコファーマー認定（新制度）

新規認定 690人 目標面積 267ha

R5年度から「みどりの食料システム法」に準じたみどり認定（エコファーマー認定）を実施

（旧法は持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）

10. 化学肥料・農薬の流通量の推移







市町別有機農業の取組状況

R6. 3月現在

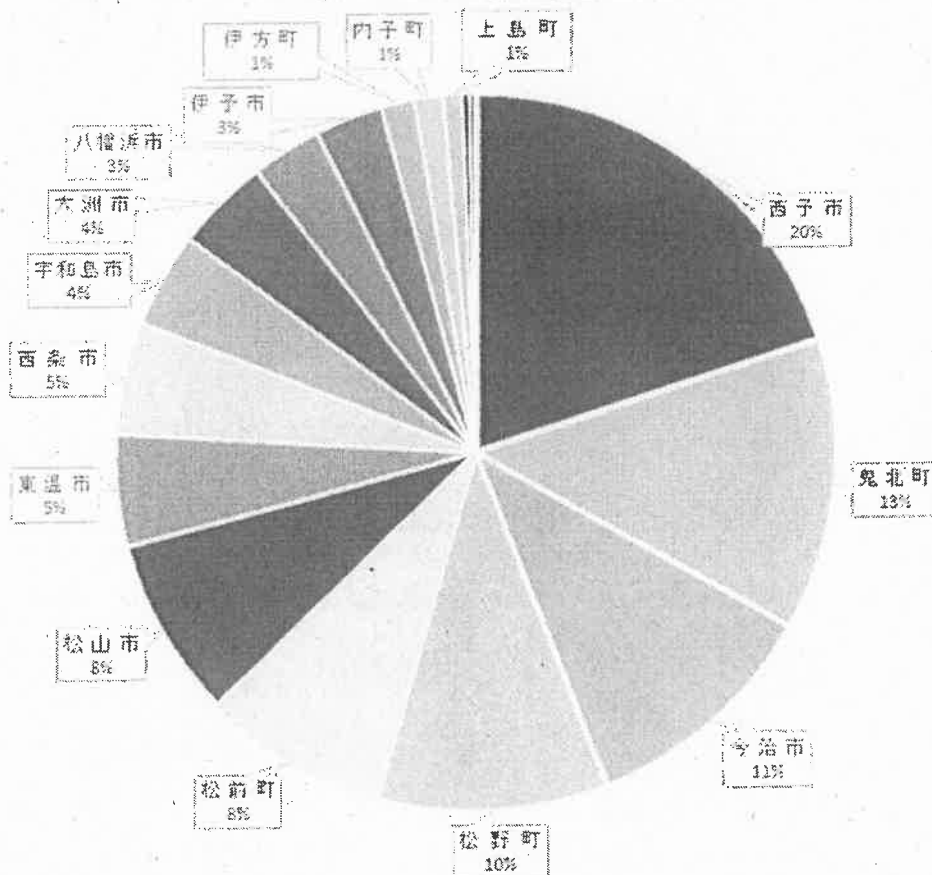
市 町 名	生産者数 (経営体)		取組面積 (h a)			
	(有機JAS)	うち 法人数	(有機JAS)	米	果樹	野菜・ その他
四国中央市	4 (0)	2	1.26 (0.0)	0.00	0.00	1.26
新居浜市	5 (3)	1	1.45 (0.7)	0.15	0.00	1.30
西条市	22 (6)	2	23.73 (8.3)	9.86	0.90	12.97
今治市	70 (21)	4	51.07 (27.9)	10.02	32.79	8.26
上島町	3 (0)	0	3.97 (0.0)	0.00	3.52	0.45
松山市	30 (17)	4	38.47 (29.4)	3.90	19.69	14.88
東温市	12 (9)	2	23.77 (23.4)	0.68	0.00	23.09
伊予市	10 (0)	3	14.48 (0.0)	5.95	6.64	1.89
松前町	2 (0)	1	39.16 (0.0)	33.21	0.00	5.95
砥部町	0 (0)	0	0.00 (0.0)	0.00	0.00	0.00
久万高原町	1 (1)	0	0.20 (0.2)	0.00	0.00	0.20
大洲市	7 (2)	2	19.89 (15.3)	0.00	0.00	19.89
内子町	8 (1)	1	6.18 (0.3)	0.09	3.36	2.73
八幡浜市	6 (3)	2	14.94 (7.1)	0.00	14.94	0.00
伊方町	6 (0)	0	6.97 (0.0)	0.00	6.84	0.13
西予市	100 (6)	2	94.56 (24.5)	14.06	71.37	9.13
宇和島市	84 (5)	1	20.17 (5.3)	1.10	17.04	2.03
鬼北町	428 (3)	1	61.93 (1.9)	0.00	60.08	1.85
松野町	209 (0)	0	49.00 (0.0)	0.00	49.00	0.00
愛南町	0 (0)	0	0.00 (0.0)	0.00	0.00	0.00
合 計	1,007 (77)	28	471.20 (144.2)	79.02	286.17	106.01



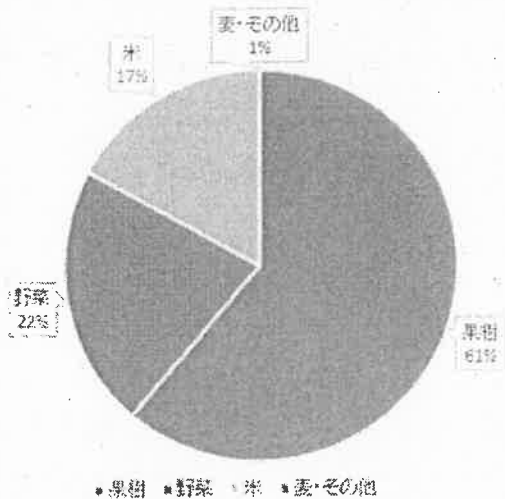
## R5年度 愛媛県の有機農業面積

生産者数(人) (うち有機 JAS)	取組面積 (ha) (うち有機 JAS)	果樹	野菜	米	その他(茶、麦、大豆等)
		286.17	101.87	79.02	4.14

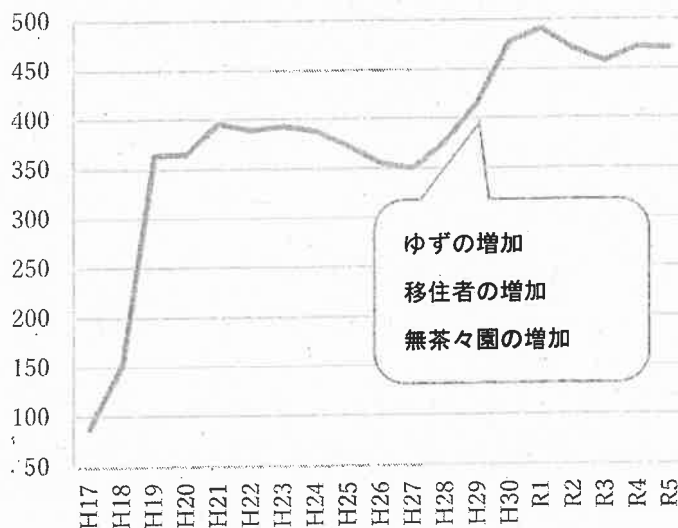
R5年度 市町別有機農業面積割合



R5年度 有機農業面積における品目別割合



愛媛県の有機農業面積の推移





## 有機農業を含む環境に優しい農業に関する消費者の意識調査の結果について

### 1 調査目的

有機農業および環境保全型農業の推進に資することを目的に、「愛媛県みどりの食料システム基本計画」(R5年3月)を策定しており、県民の環境に優しい農業に関する理解度を把握する。

### 2 調査方法

委託事業者が保有するモニターへのインターネットを利用したアンケート調査

### 3 調査期間

令和6年7月30日(火)～8月5日(月)

### 4 回答数

400

### 5 結果概要

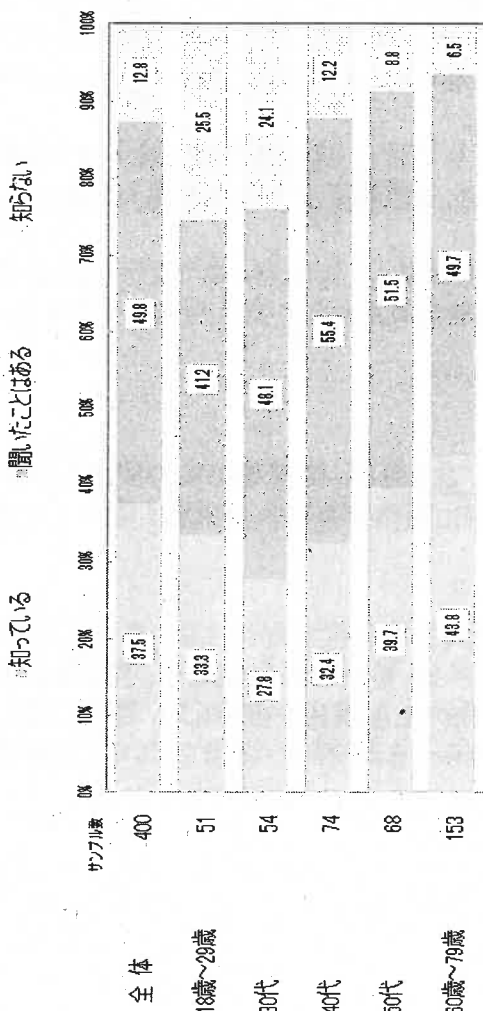
#### 有機農業について

- ・有機農業を「知っている聞いたことがある」消費者が約85%であったことに対し、「定義まで知っている聞いたことがある」消費者は58.8%とまだ少ない結果であった。昨年度と比べて認知度は進んだものの、まだ十分に知られてはいないため、今後も周知する必要がある。
- ・18～29歳の若い世代の有機農産物に対する関心度や購入頻度は低い結果であった。また、有機農産物を購入したい人の割合は約54.5%であり昨年度と比較して大幅に低くなった。考えられる主な理由は、あらゆるものが物価高騰したことにより、なるべく安いものを買いたいという傾向が強くなったことが考えられる。
- ・有機農産物を購入する人は、価格を最も気にしており、慣行農産物と比べて3割高までなら利用するという人が約80%であったことから、3割高以上であると購入されにくいことが分かった。
- ・有機JAS認証制度を「知っている聞いたことがある」人は32.0%、エコえひめ農産物については、47.8%で認知度は依然として低い。認知度を高めるためには今後もPRは必要であると考えられる。

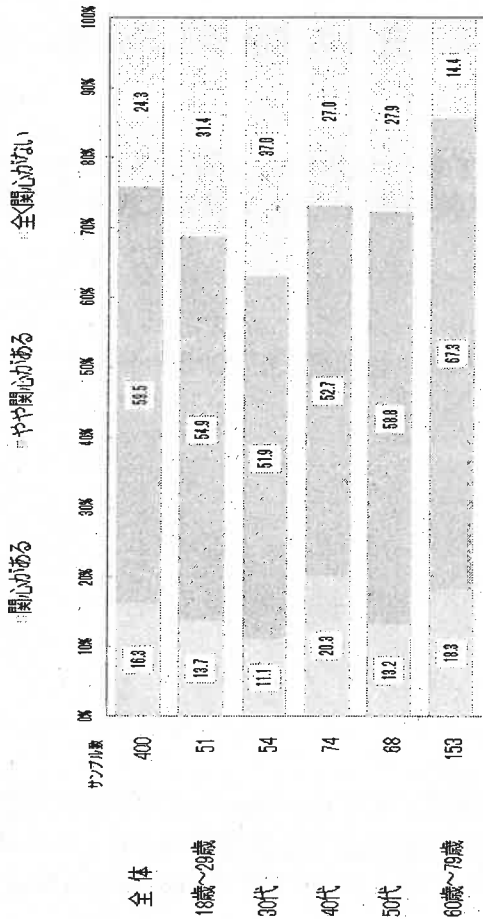
#### エコえひめについて

- ・約88%の消費者はエコえひめ農産物に興味があるため、消費者の安心安全な農産物のニーズは高いと思われるが、有機農産物と同様に価格が高ければ消費が控えられると思われる。
- ・これらの結果から、環境に優しい農産物の消費拡大を促すためには、まず消費者の目に触れる機会を多くしなければならないため、イベント等での販促活動や、売り場の増設を推進する必要がある。また、分かりやすい農産物の生産情報を提示して、環境に優しい農産物の多面的な価値を消費者に十分理解してもらえるよう啓発・普及していくことが重要であると思われる。

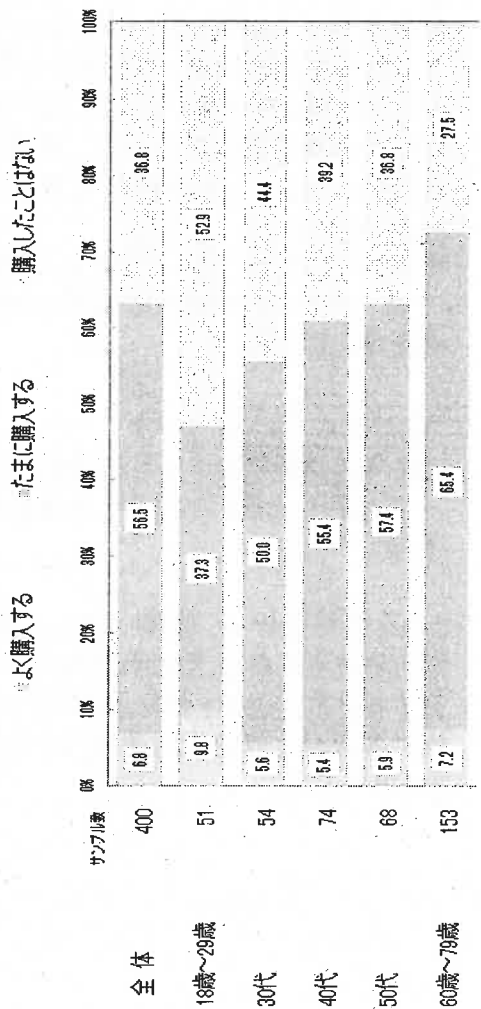
Q1:有機農産物を知っていますか。



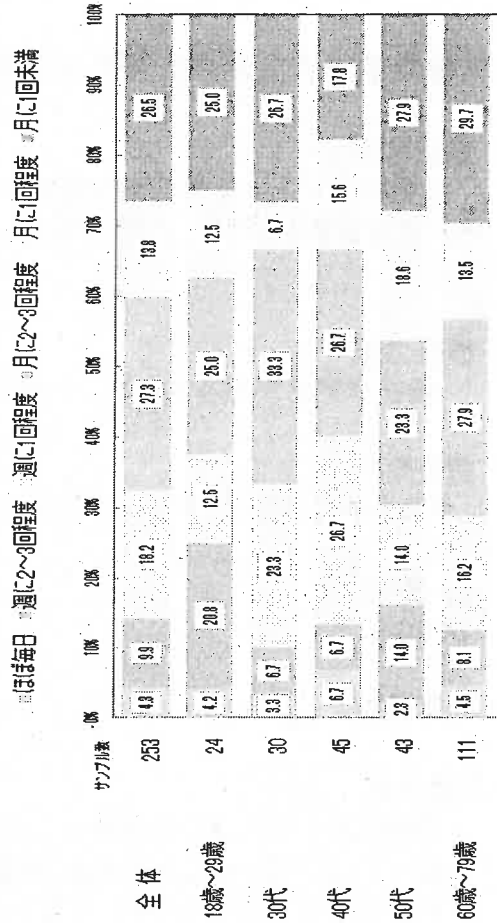
Q2:農産物が有機農産物により生産されたものに関心がありますか。



Q3:有機農産物により生産された農産物を購入していますか。

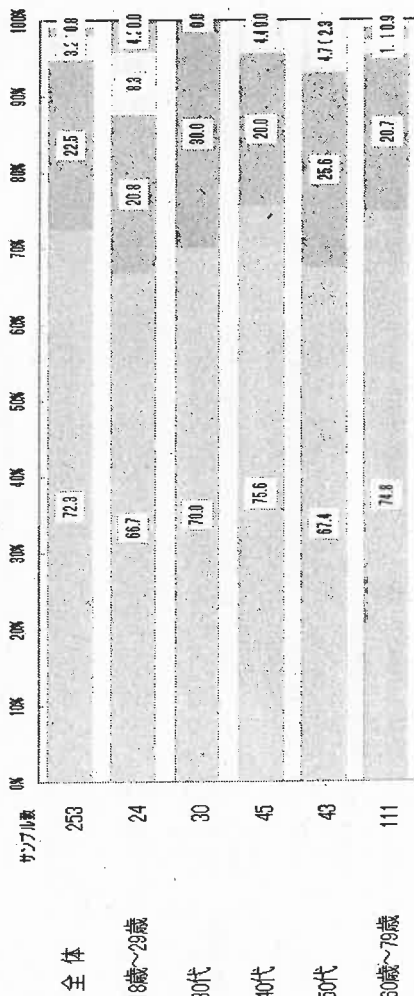


Q4:有機食品の購入や外食等の利用の頻度を教えてください。



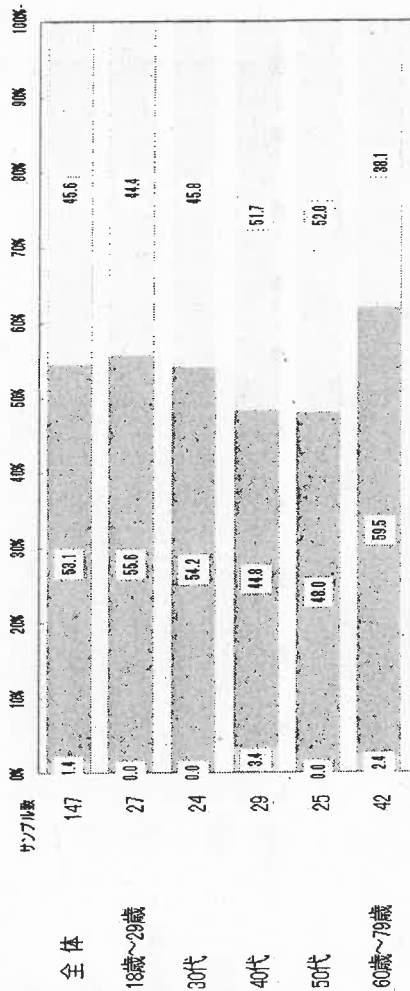
05有機食品の購入や外食等での利用金額は、毎月どれくらいですか。

5000円未満 5,000円～10,000円未満 10,000～15,000円未満 15,000～20,000円未満 20,000円以上

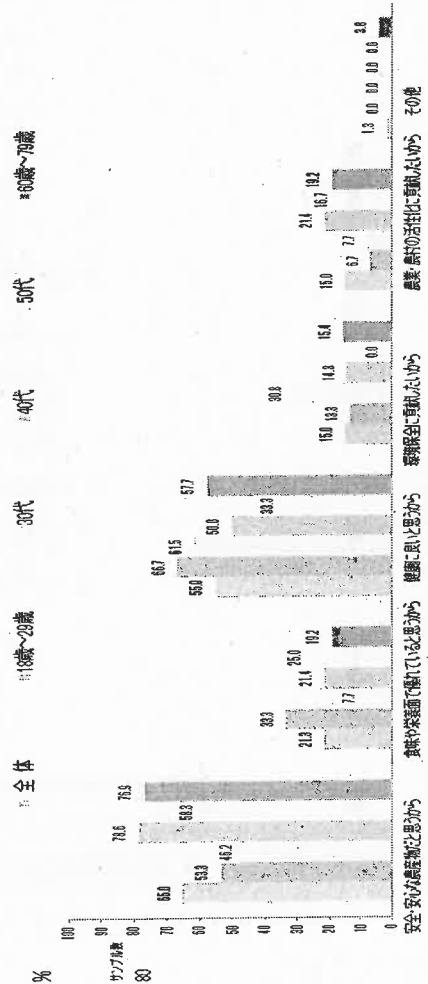


06今後、有機農業により生産された農産物の購入希望はありますか。

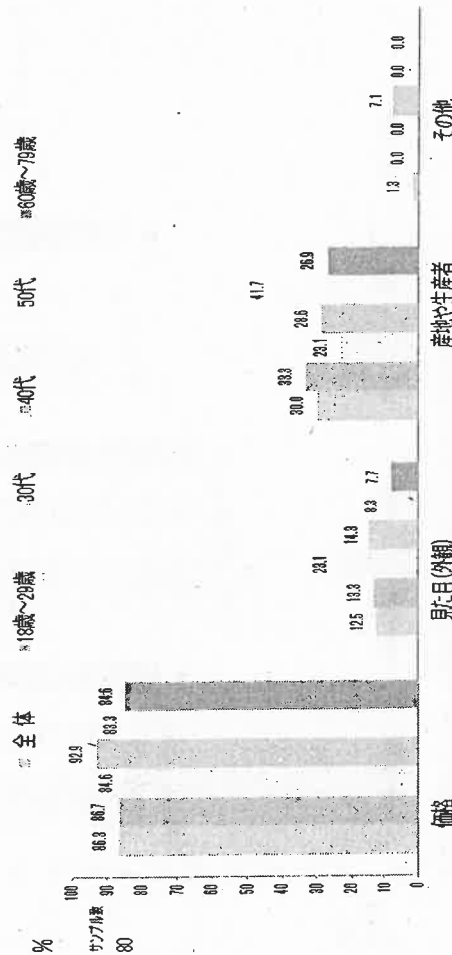
購入したい できれば購入したい 購入しない



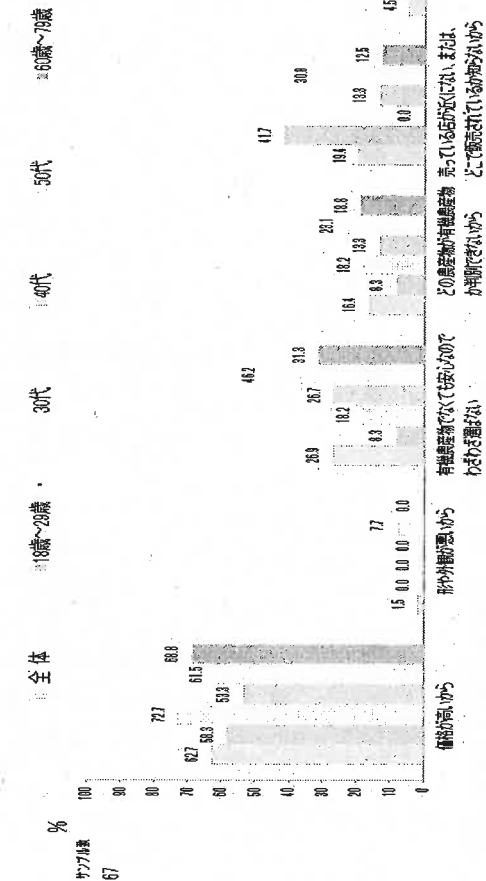
0706で有機農産物の購入したい「できれば購入したい」と答えた方に質問します。その理由は何ですか。(複数回答)



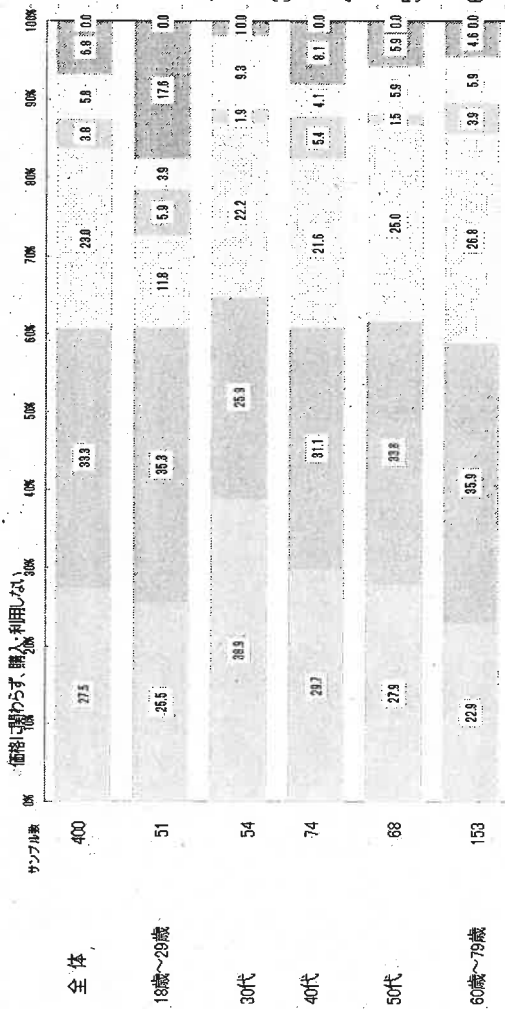
0806で購入したい「できれば購入したい」と答えた方に質問します。有機農業により生産された農産物を購入する上で気になることは何ですか。(複数回答)



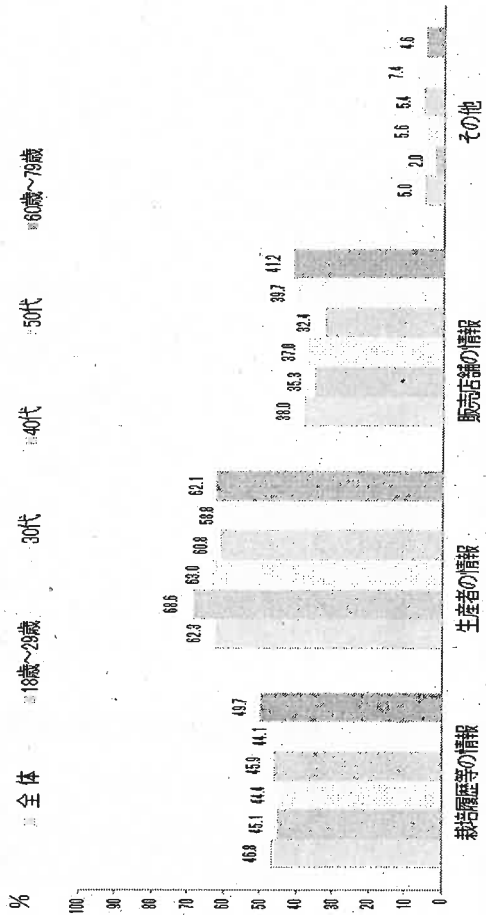
0006で購入しない」と答えた方に質問します。その理由は何ですか。(複数回答可)



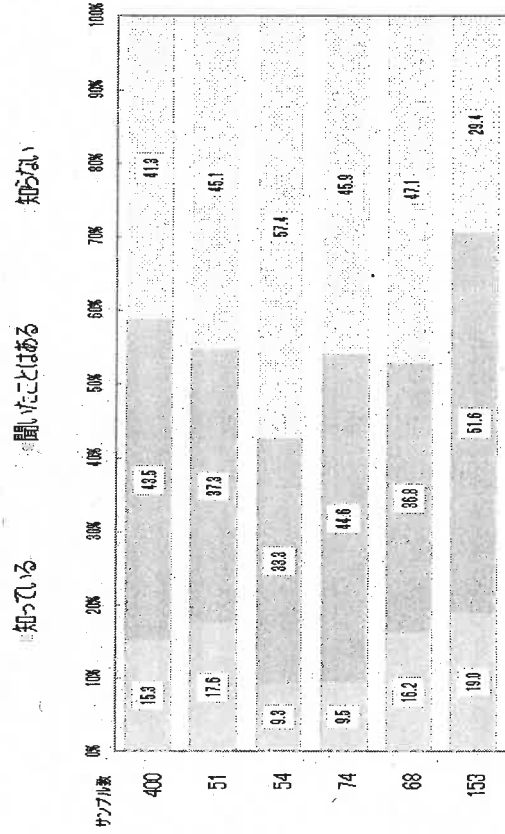
0111慣行農産物との価格差がどれくらいならば、有機農産物を購入、利用したいと思いませんか。(慣行農産物が100円の場合)  
 慣行農産物と同じ(100円) 慣行農産物の1割高まで(110円) 慣行農産物の2割高まで(120円)  
 慣行農産物の3割高まで(130円) 慣行農産物の5割高まで(150円) 価格に問わず、購入、利用する



0102のような情報があれば、有機農産物をより購入、利用したいと思いませんか。(複数回答)

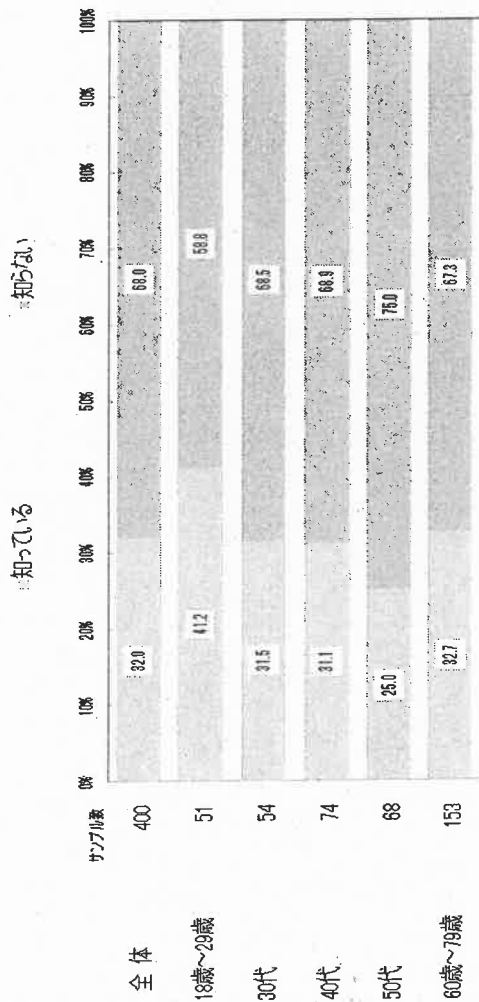


012有機農産とは、法律において化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減した方法を用いて行われる農産物を定義されていますか。

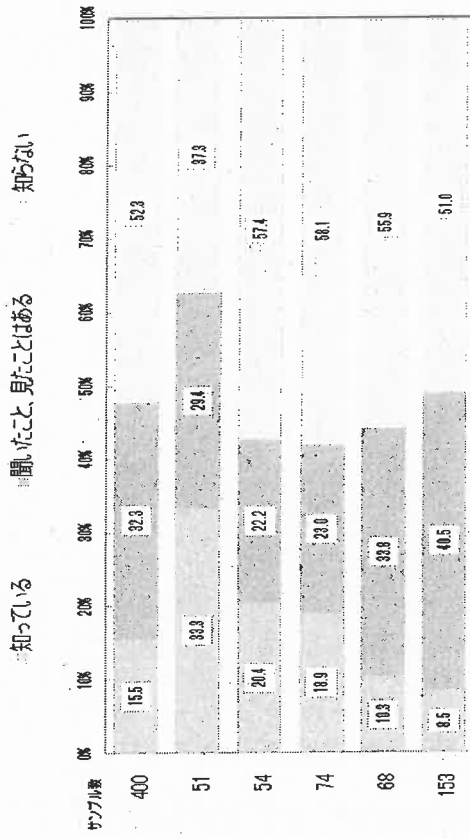




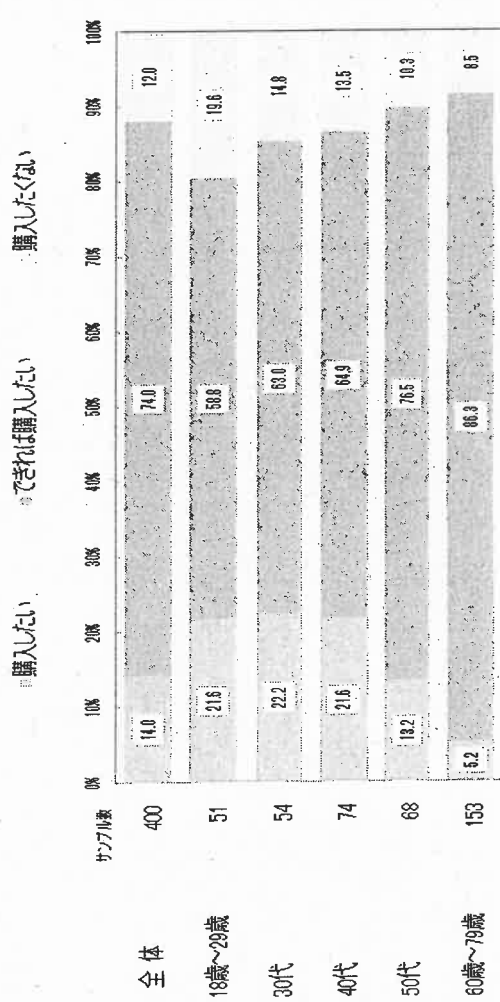
Q13有機農業により生産された農産物に認証制度があるのを知っていますか。(有機JAS等)



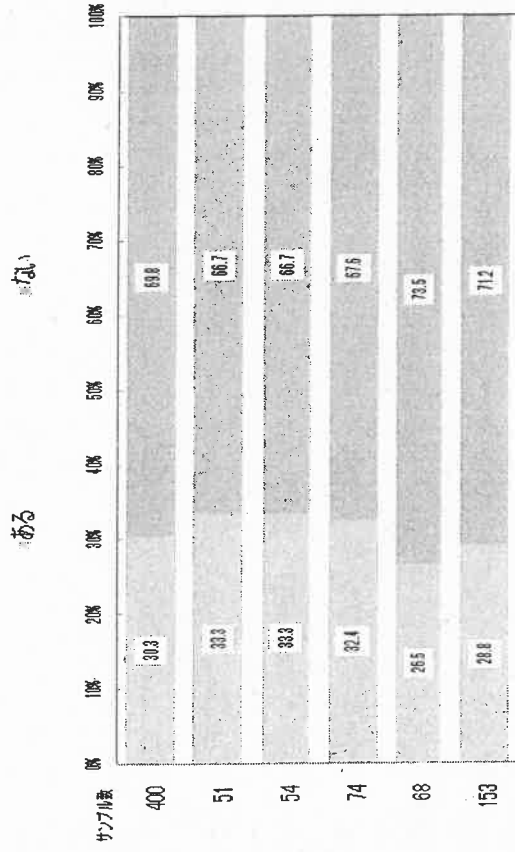
Q14有機農業のほかに、化学的に合成された肥料(窒素成分量)や節減対象農薬を慣行栽培の3倍あるいは5倍以上削減する栽培方法を用いて栽培された農産物を県が認証する制度があるのを知っていますか？



Q15特別栽培農産物やエコひめだの認証を受けた農産物を、購入したいと思いますか。



Q16特別栽培農産物やエコひめだの認証を受けた農産物を購入したことがありますか。





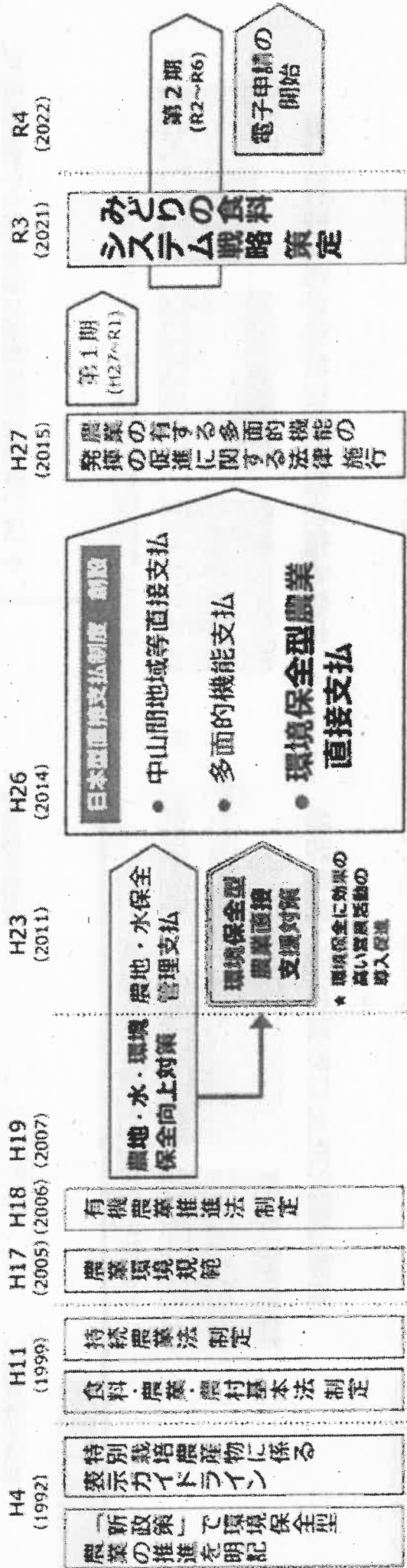
# 環境保全型農業直接支払交付金 制度の概要と愛媛県内の実施状況

愛媛県農林水産部  
農業振興局 農産園芸課

# 1. 制度の概要

# 1. 制度の概要 (1) 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援（環境支払）を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施。実施期間は5年間であり、令和2年度から第2期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定。



## 【食料・農業・農村基本計画】(R2.3)

- 気候変動に対する緩和・適応策の推進 (抜粋)  
 地肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において、支援取組の効果の評価を行い、より環境保全効果の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的効果の拡大を図る。\* 環境保全に効果の高い営農活動の導入促進
- 生物多様性の保全及び利用 (抜粋)  
 生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取組を推進する。
- 多面的機能の発揮の促進 (抜粋)  
 農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度(多面的機能支払制度及び環境保全型農業直接支払制度)について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

# 1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組み場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県申請に基づき設定し、支援を実施。
- 有機農業に新たに取り組み農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援を実施。

## 対象となる取組

## 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

十

### 地球温暖化防止に効果の高い営農活動



土壌中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

### 生物多様性保全等に効果の高い営農活動

## 交付単価

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機 野菜、果物、飼料作物以外	12,000
このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 に限り、2,000円割加算。	
有機野菜、飼料作物	3,000
堆肥の施用	4,400
カバークロープ	6,000
リビングマルチ (①5、②5、③5、④5等)	5,400 (3,200)
草生栽培	5,000
不耕起播種	3,000
長期中干し	800
秋耕	800

## 地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

## 取組拡大加算

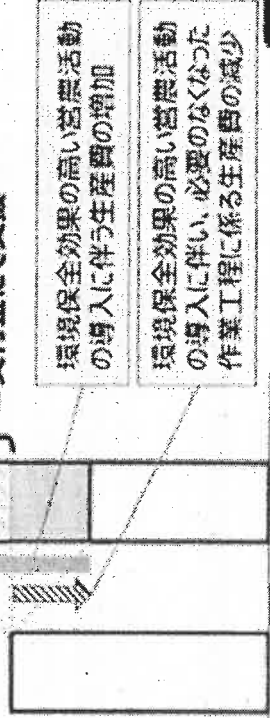
有機農業の取組面積が5割以上増加した新規取組面積のみ  
4,000円/10a

注) 上乗診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

✧ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定

営農活動に係る掛かり増し経費  
= 交付金にて支援



慣行農業 環境保全型農業



# 1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

日本型直接支払のうち

## 環境保全型農業直接支払交付金

( )の数字は前年度予算額。以下、同様。

【令和5年度予算概算決定額 2,650 (2,650) 百万円】

### <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

### <事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

### <事業の内容>

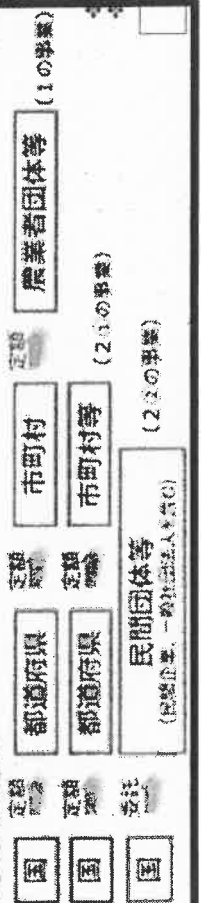
#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - A 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - I 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
  - U 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
  - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
  - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援 113 (113) 百万円
  - 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円

#### ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円

本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

#### ▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

有	機	農	業	交付単価 (円/10a)
有機	肥料	農薬	その他	12,000
このうち、技術研修効果の高い有機農業を支援する場合に限り、2,000円を加算。				
有機	肥料	農薬	その他	3,000
堆肥の施用				4,400
カバークロープ				6,000
リピンマルチ (25・小麦・大豆等)				5,400 (3,200)
草生栽培				5,000
不耕起播種 <sup>(1)</sup>				3,000
長期中干				800
秋耕				800



注1) 国産水害の有機農業を支援していることが要件となります。  
有機JASは取組を求めませんが、取組の範囲、カバークロープ、ピンマルチ、草生栽培の取組は必ず実施していただきます。  
注2) 取組の取組計画、取組の進捗状況の報告書の提出が義務づけられています。  
注3) 取組の取組計画、取組の進捗状況の報告書の提出が義務づけられています。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）  
※交付単価は、都道府県が設定します。

### 【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援  
(交付単価：4,000円/10a)

本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額が全額交付された場合、交付金が超過されることはありません。  
交付に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)  
(農林水産省資料 抜粋)

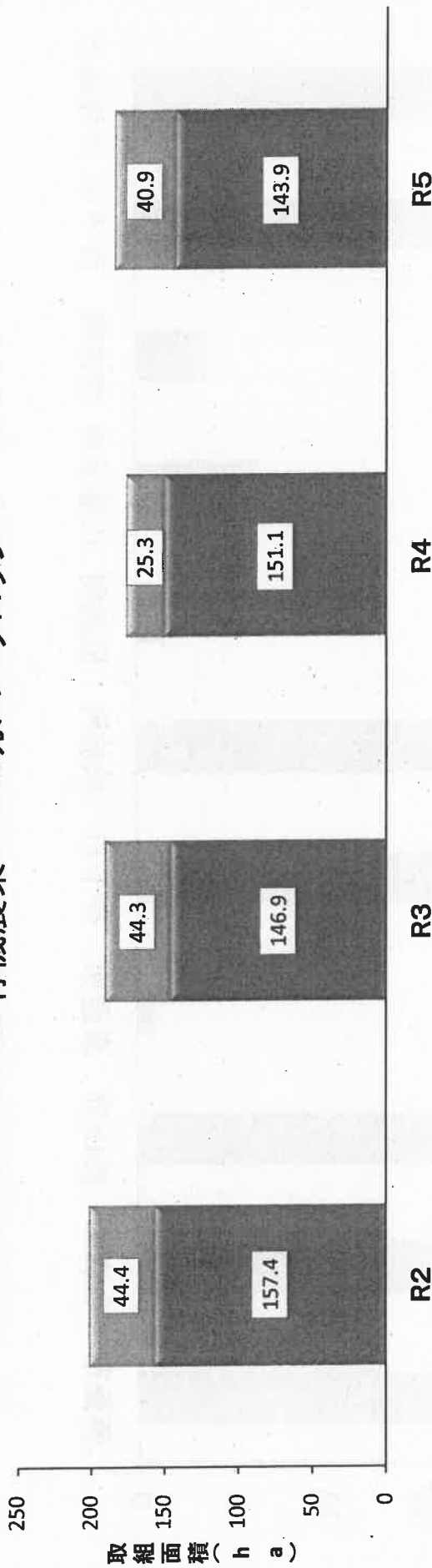
## 2. 愛媛県内の実施状況



## 2. 愛媛県内の実施状況 (1) 実施状況の推移

取組別 面積の推移

■ 有機農業 ■ カバークropp



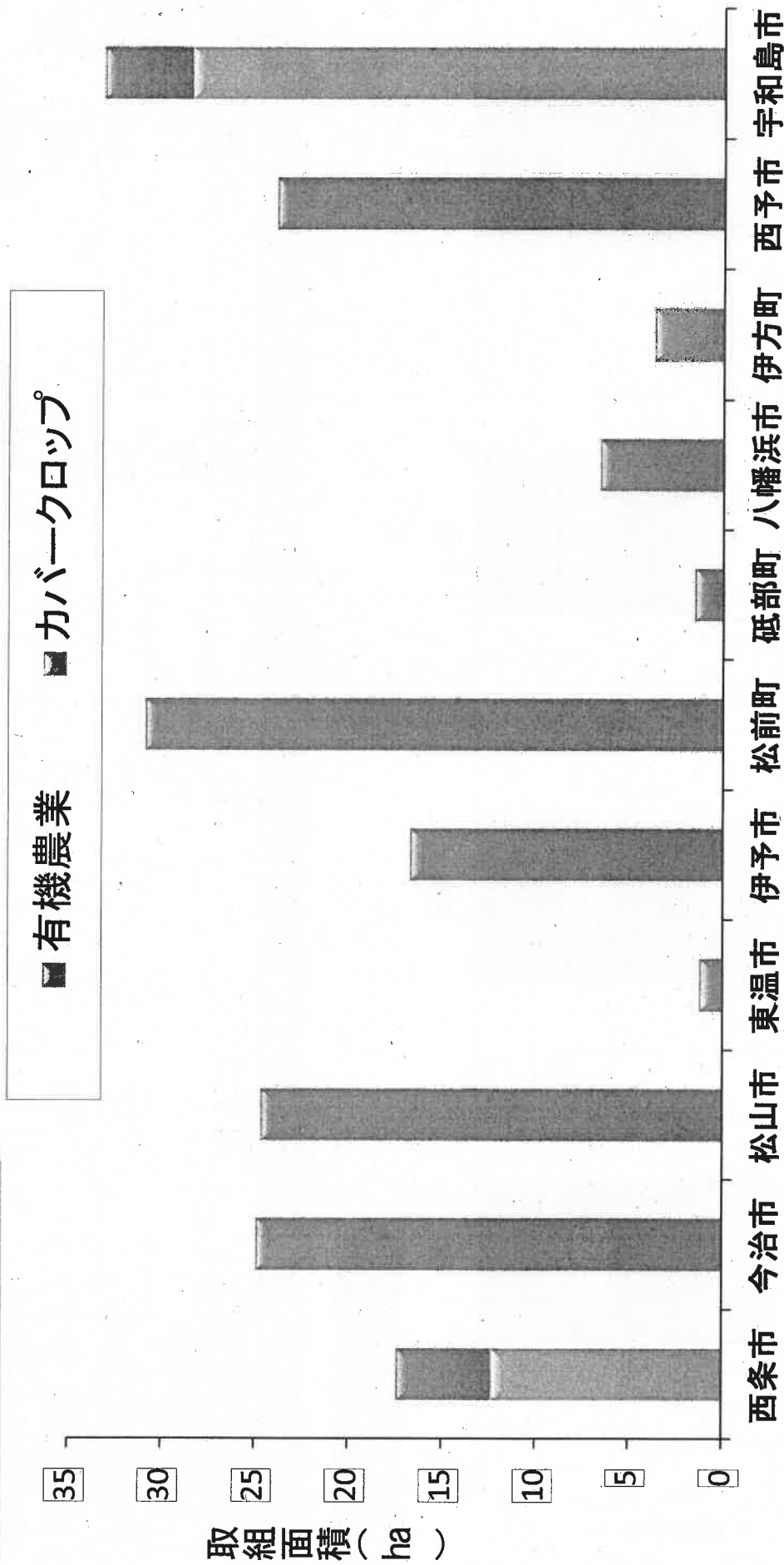
面積・金額等の推移

年度	R2	R3	R4	R5
取組面積 (ha)	201.8	191.2	176.4	184.7
実施市町数	9	10	10	11
実施件数 (団体)	22	23	22	24
農業者数 (人)	83	83	80	88
交付金額 (千円)	21,547	20,421	19,863	19,841

・ 取組面積 → やや減少傾向 ・ 実施市町、件数 → やや増加

## 2. 愛媛県内の実施状況（2）令和5年度の実施状況（取組別）

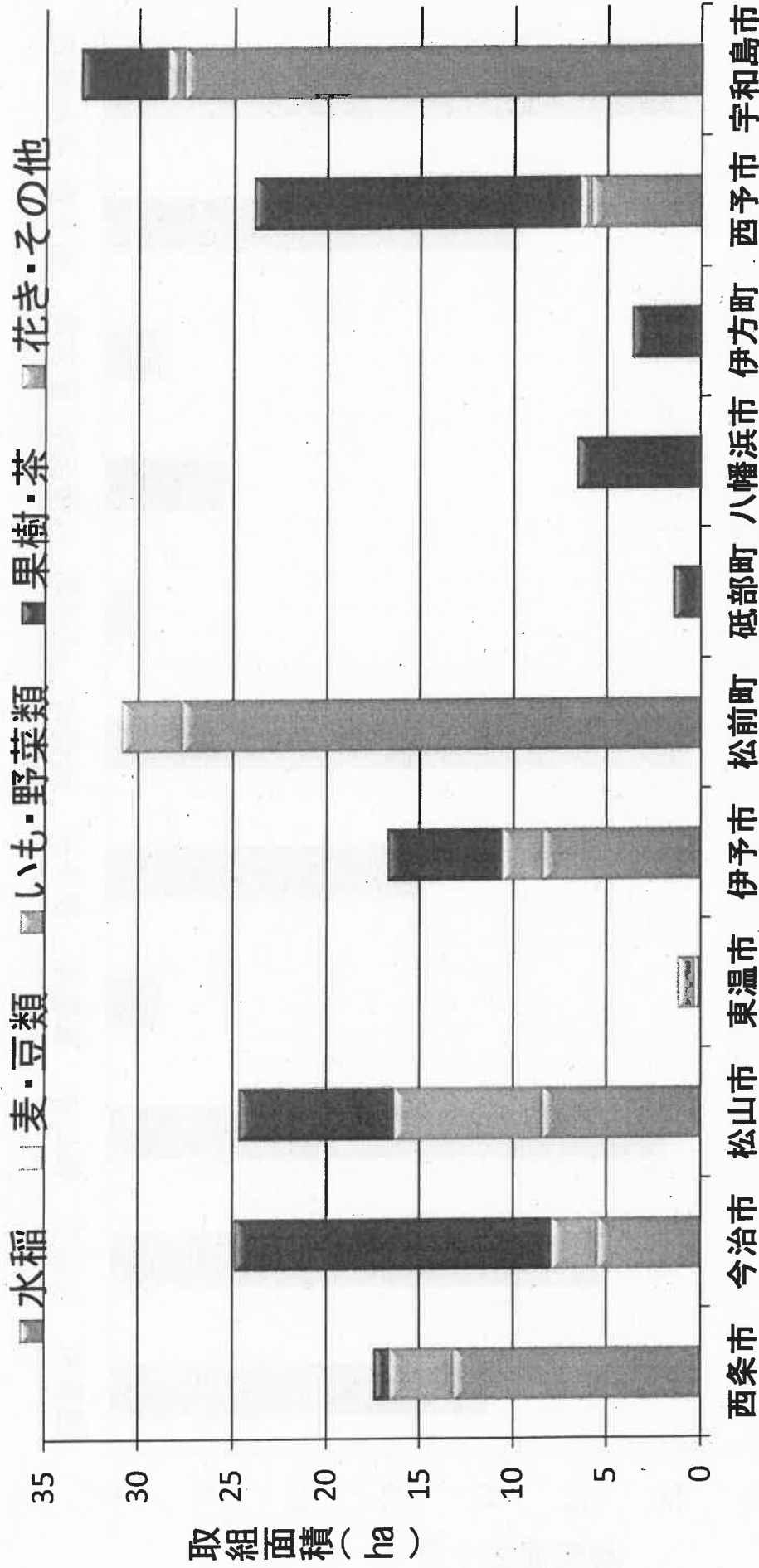
市町別取組状況 取組別



	有機農業	カバークロープ	合計
面積(ha)	143.9	40.8	184.7
割合 (%)	77.9	22.1	—

## 2. 愛媛県内の実施状況（2）令和5年度の実施状況（作物別）

市町別取組状況 作物別

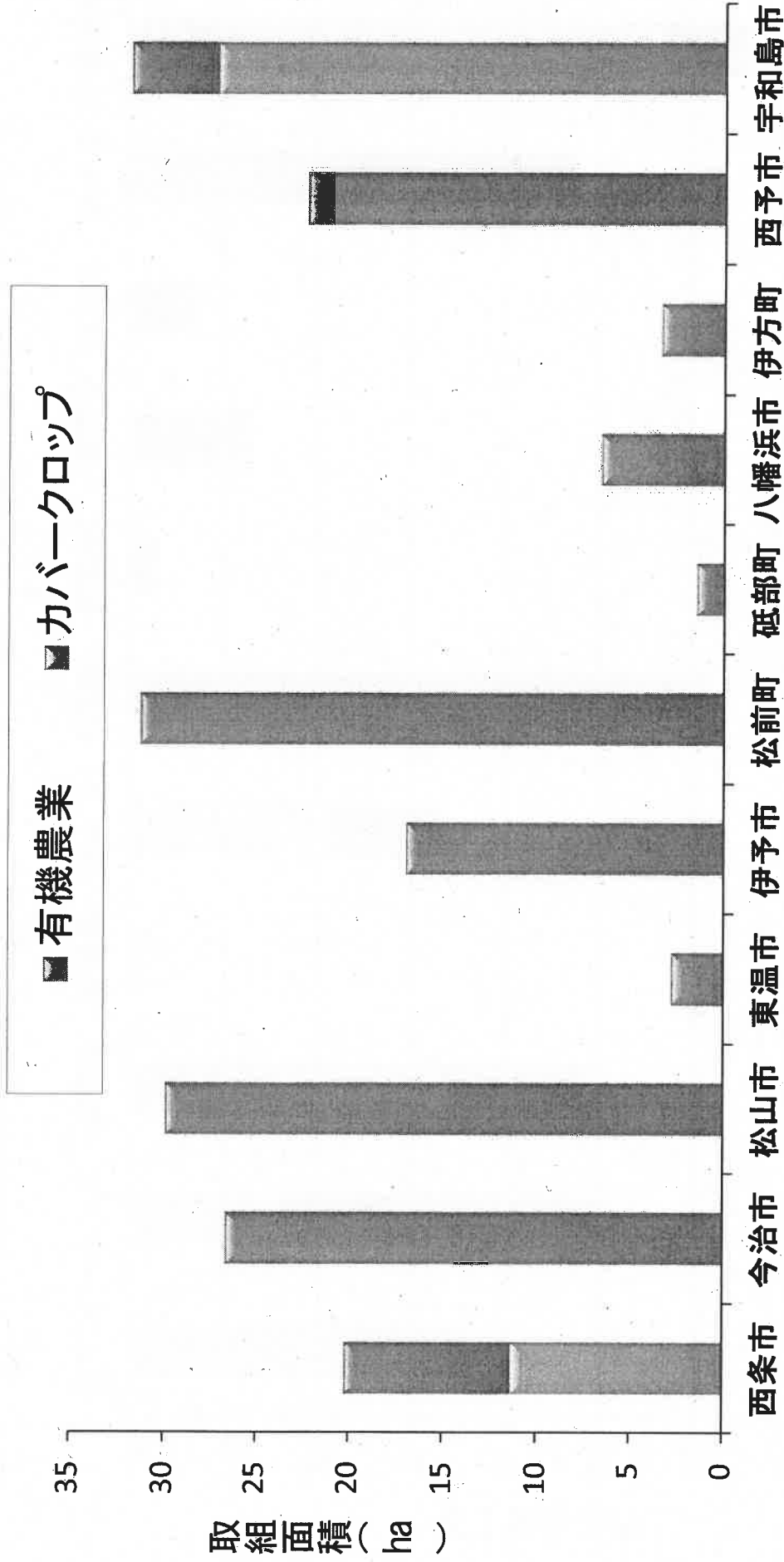


	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他
面積(ha)	97.0	0	21.5	66.2	0
割合(%)	52.5	0	11.7	35.8	0

## 2. 愛媛県内の実施状況（3）令和6年度の申請状況

### 市町別取組状況 取組別

○令和6年6月時点の申請状況 193.6ha（有機農業：155.0ha、カバークロープ：38.6ha）



令和7年度以降も、環境保全型農業の推進に取り組んでいく。

## 来年度の愛媛県みどりの食料システム戦略基本計画の改定の考え方について

数値目標の改定 → 目標年度 12 年度

項 目	基準年 (R元)	現状 (R5)	目標指標 (R7)
1 化学肥料窒素成分使用量(kg/10a)	7.5	6.8	6.5
2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,418	2,833	2,500
3 化学合成農薬使用量(kg/10a)	7.6	5.3(R4)	6.5
4 化学合成農薬使用量 (t)	3,175	2,051(R4)	2,500
5 エコえひめ農産物取組面積(ha)	865	761	890
6 県 GAP 認定件数	11	11	30
7 環境保全型農業直接支払取組面積 (ha)	219	184.74	245
8 有機農業取組面積(ha)	491	471	670

国のみどり戦略数値目標 (基準年はR2年)

KPI	2030年(R12年)	2050年(R32年)
化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%削減	11,655(リスク換算値) (50%低減)
化学肥料使用量の低減	72万t (20%削減)	63万t (50%削減)
耕地面積に占める有機農業の割合 (飼料作物を含む)	6.3万ha	100万ha (25%)

## 1・2 化学肥料窒素成分使用量の削減

○みどり戦略のR12目標に準じて、基準年の20%削減  
(20%減)

R元 7.5kg/10a → R12 6.0kg/10aR元 3,418 t → R12 2,734 t

## 3・4 化学合成農薬使用量の削減

○目標達成し、R12年度みどり戦略目標もクリアしているため、先行してR32年度のみどり戦略目標50%削減を目指す。

(50%減)

R元 7.6kg/10a → R12 3.8kg/10aR元 3,175t → R12 1,587 t

5 エコえひめ農産物取組面積

○R5の愛媛県耕地面積に占めるエコえひめの割合 1.8%



R12の愛媛県耕地面積(予想 37,970ha)に占める割合 約2.0%を目指す。

R5 761ha → R12 800ha

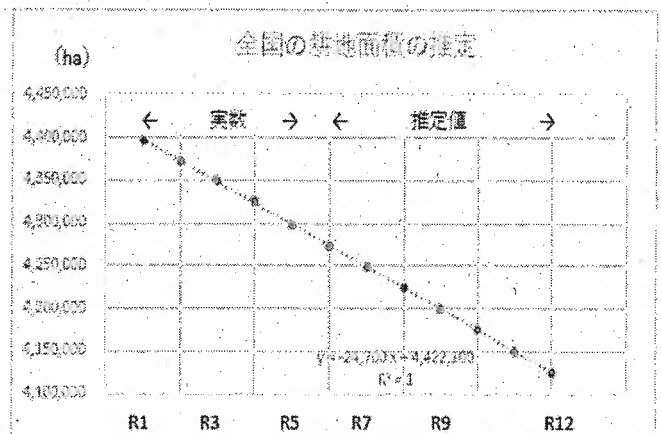
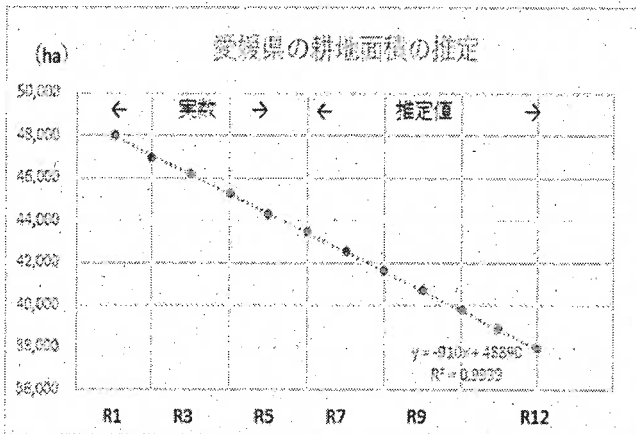
6 県GAP認定数 みどり戦略と趣旨が異なるため削除

8 有機農業取組面積

○みどり戦略のR12目標(全国63,000ha)に準じる。

※飼料作物の有機農業面積(R5:422ha)は考慮しない

- ・R12 全国の耕地面積予想 4,125,700ha
- ・R12 目標有機農業面積の割合 63,000ha / 4,125,700ha ≒ 1.5%
- ・R12 愛媛県の耕地面積予想 37,970ha
- ・R12 愛媛県の目標有機農業面積 37,970ha × 1.5% ≒ 570ha



7 環境保全型農業直接支払取組面積

・有機農業面積に対応するため、  
有機農業面積に対する環境保全型農業直接支払取組面積の割合

R元 219ha / 491ha = 44.6%

R5 185ha / 471ha = 39.3% 約40%

・R12 愛媛県の目標有機農業面積 570ha × 40% = 228ha

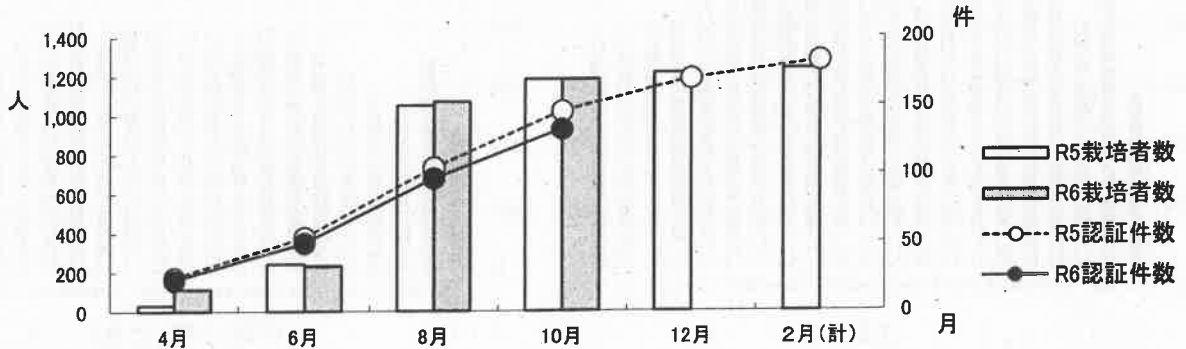
愛媛県特別栽培農産物等認証制度の認証状況等について

令和5年度は、認証件数183件（R4 183件）、累計認証栽培者数1,238人（R4 1,299人）、栽培面積は761ha（R4 764ha）となり、認証件数は横ばいであったが、累計認証栽培者数は61人、栽培面積は3ha減少した。

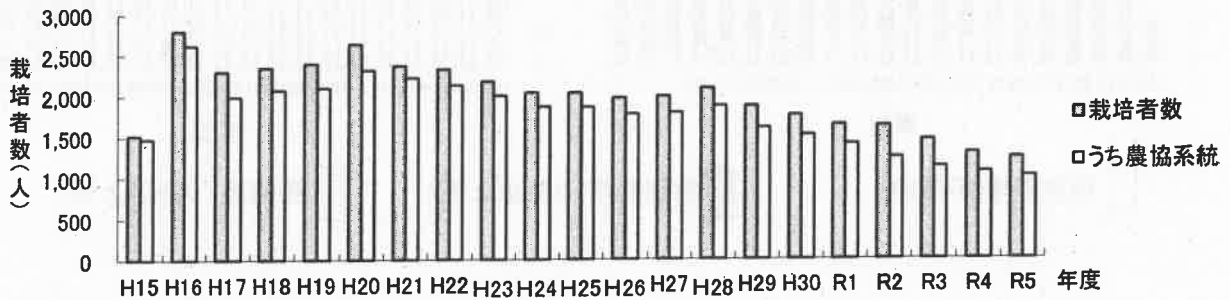
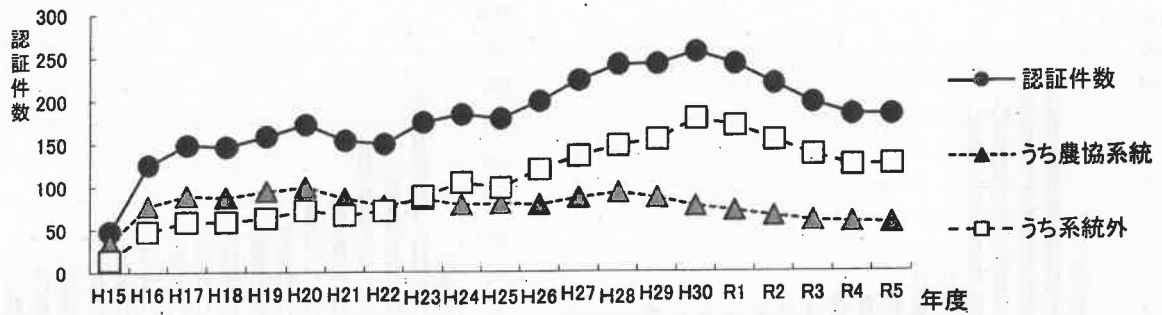
年次別の認証件数は、近年、農協系統と系統外ともに減少傾向にある。栽培者数は、平成16年の2,797人をピークにやや減少傾向にあり、栽培者の8割以上を占める農協系統の申請件数の減少による影響が大きいと考えられる。

栽培面積は、平成20年度の1,007haをピークに微減したが、一定面積は維持されている。作物別の内訳（令和5年度）は、作物（水稻、大豆）：675ha（88.7%）、野菜：37ha（4.9%）、果樹：45ha（5.9%）、その他（茶）：3ha（0.4%）となり、計761haとなっている。

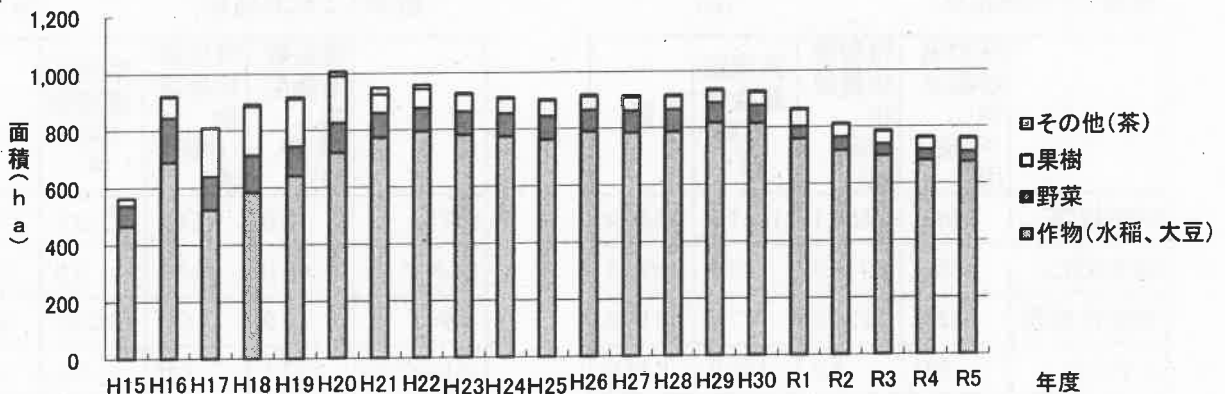
○令和5年度月別累計栽培者数（参考：令和6年度実績を10月まで表記）



○年次別認証実績の推移



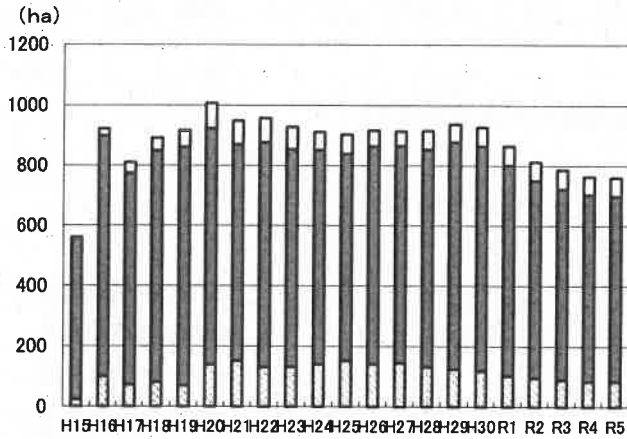
○作物別認証栽培面積の推移



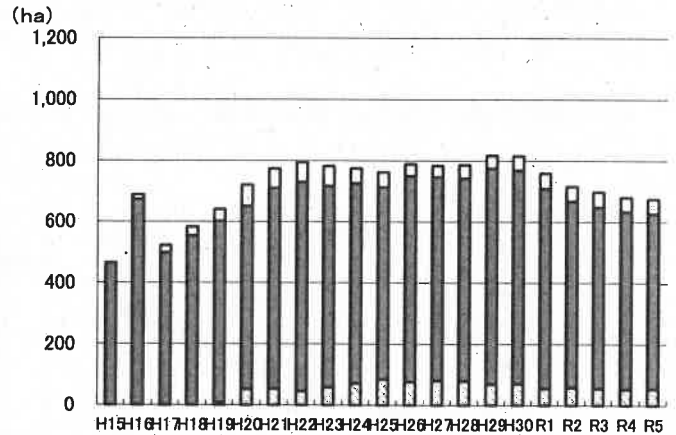
○認証区分別の認証栽培面積の推移(R5)

栽培面積の約8割は特別栽培農産物（5割以上減又は不使用）であり、特に水稲は特別栽培農産物の割合が高い。一方、野菜は県認証農産物（3割以上減）の割合が高く、令和5年度は50%程度を占めていた。

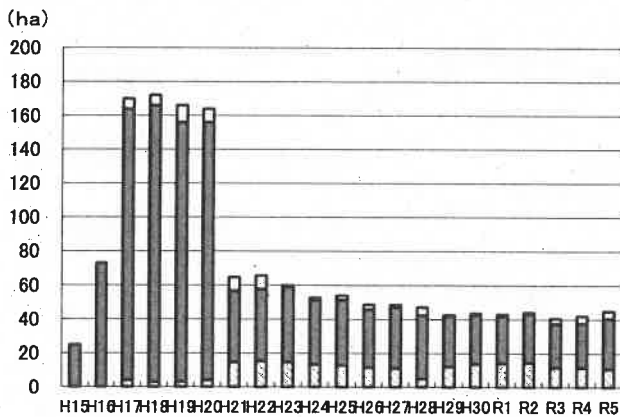
品目別の栽培面積では、果樹は中晩柑類や温州みかんが多く、野菜はトマトが最も多かった。



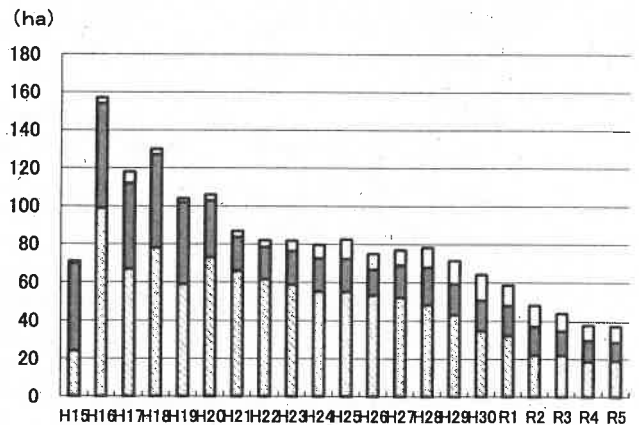
合計



作物(水稲、大豆)



果樹



野菜

特別栽培(不使用)
  特別栽培(5割以上減)
  県認証(3割以上減)

○品目別取組み面積(R5)

果樹(上位5品目)

(a)

	特別栽培農産物(不使用)	特別栽培農産物(5割減)	県認証農産物(3割減)	計
中晩柑類	176.8	456.1	1047.5	1680.4
温州ミカン	33.0	1277.3	12.0	1322.3
香酸柑橘類	92.0	1220.8	7.0	1319.8
イチジク	0.0	3.0	140.0	143.0
ブルーベリー	93.4	0.0	0.0	93.4

野菜(上位5品目)

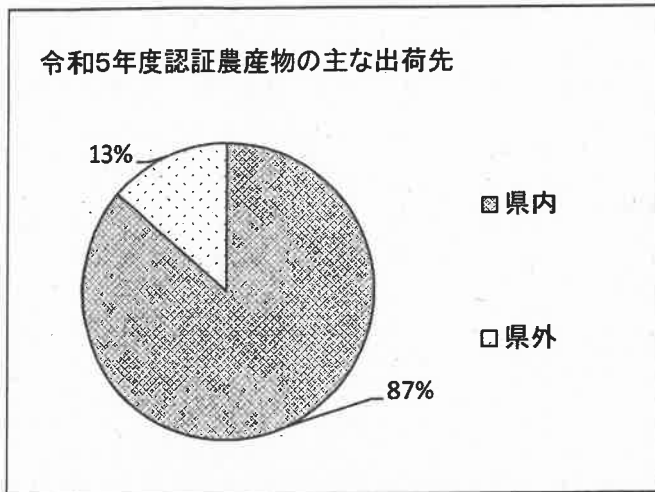
(a)

	特別栽培農産物(不使用)	特別栽培農産物(5割減)	県認証農産物(3割減)	計
トマト	12.0	321.6	1379.5	1713.1
白ネギ	65.0	447.9	0.0	512.9
イチゴ	0.0	0.0	209.5	209.5
パレishヨ	177.1	0.0	0.0	177.1
非結球レタス	79.0	26.7	40.1	145.8

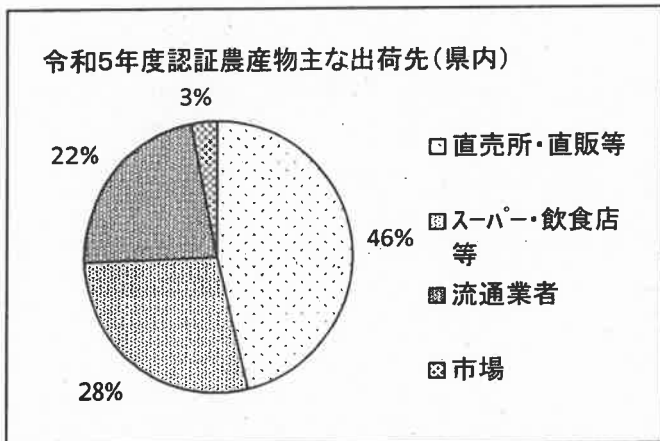


## ○主な出荷先について

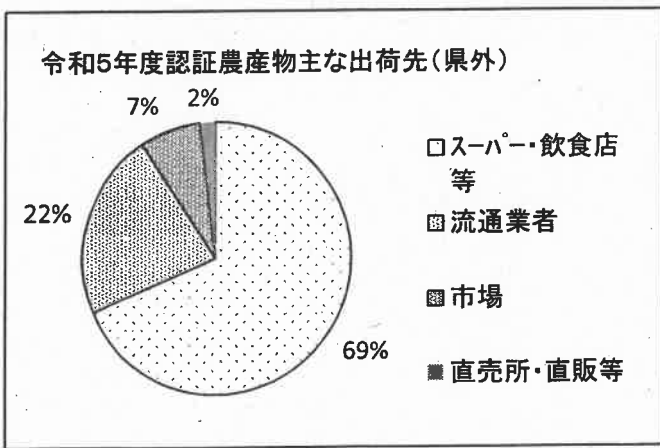
認証件数183件。主な出荷先402件。1申請で複数の出荷先あり。



令和5年度認証農産物183件の主な出荷先は県内出荷が87%、県外出荷が13%で、県内での流通が主体となっている。



県内の主な出荷先は、直売所・直販等が46%、スーパー・飲食店等が28%、流通業者が22%、市場が3%となっている。



県外の主な出荷先はスーパー・飲食店等が69%と最も多く、流通業者が22%、市場が7%、直売所・直販等が2%となっている。

※ 市場 : 中央卸売市場、青果市場、地元市場等  
 ※ 流通業者: 青果物取扱業者、農産物供給事業者等  
 ※ スーパー・飲食店等: スーパー、レストラン等  
 ※ 直売所・直販等: JA産直市、道の駅産直コーナー等



## 県内のGAP認証取得状況

### ○ 県GAP（えひめGAP）【11者】（令和6年4月1日現在）

	確認責任者 (市町)	栽培責任者 (市町)	最初の 認証年月	品目	認証区分
1	愛亀産業(株) (松山市)	(有)あぐり (松前町)	H30 2月	米、野菜（19種類）	農薬・化学肥料 不使用
2	伊予農業高校 (伊予市)	同左		米	農薬・化学肥料 不使用
3	大洲農業高校 (大洲市)	同左		米	特別栽培農産物
4	松田包装(株) (大洲市)	門屋誠 (松山市)	H30 10月	かんきつ（温州みかん、 中晩柑類、レモン：13品種）	県認証農産物
5	西条農業高校 (西条市)	同左		軟弱野菜（非結球レタス、ミ バ、ミナ・ミヅナ）、アヲ	県認証農産物 （養液栽培） ※アヲは土耕
6	今治南高校 (今治市)	同左		ブドウ、ミニトマト	県認証農産物
7	宇和高校 (西予市)	同左		かんきつ（温州みかん、中 晩柑類：16品種）	県認証農産物
8	丹原高校 (西条市)	同左	H31 2月	米、イモ	県認証農産物
9	北宇和高校 (鬼北町)	同左	R2 10月	スイートコーン	県認証農産物
10	伊予農産(有) (松山市)	和泉 康平 (松山市)	R3 10月	中晩柑類（伊予柑）	農薬・化学肥料不使用
11	(株)石川興産 (四国中央市)	同左	R5 2月	非結球レタス、サンチュ	県認証農産物 （養液栽培）

### ○ 令和5年度認証実績

	認証件数（件）	栽培者数（人）	栽培面積（ha）
県認証（3割以上減）	15	22	3.2
特別栽培（5割以上減）	0	0	0
特別栽培（不使用）	20	21	44.5
計	35	43	47.6



## 令和5年度エコえひめPR活動について

### ○ 令和5年度エコえひめPR活動一覧

	イベント名	開催日	場所	主催
1	道後にきたつの路日曜朝市	毎月第4日曜 (令和5年2月~)	道後にきたつの路	道後温泉旅館 協同組合
2	エコえひめ農産物フェア	令和5年 12月18~22日	福泉株式会社 (東京都千代田区)	福泉株式会社
3	えひめ愛ある食の市	令和6年2月 毎週土曜日	大街道商店街	えひめ愛フード推進機構 (食ブランドマーケティング課)

※ 例年出展している「えひめ・まつやま産業まつり」について、令和5年度は11月18、19日に予定されていたが、天候不良により中止となった。



## 要領の改正について（案）

### 1. 実施要領 別記1 愛媛県栽培基準の改正について

「白ねぎ」の栽培基準について、病害虫の多発等により防除の必要性が高まり、エコえひめ認証から慣行栽培へ切り替える生産者が増加していることから、農薬使用回数の見直しの要望を受けたため、現行の14成分を20成分に変更する。

### 2. その他

改正案の施行は、推進会議の承認日とする。





「愛媛県特別栽培農産物等認証実施要領」の一部改正新旧対照表 (案)

改正後

改正前

第1条～第15条 (省略)

第1条～第15条 (省略)

別記1

別記1

別記1  
愛媛県栽培基準

分類	作物名	品種、作型等	化学肥料施用量 Nkg/10a	使用農薬成分数	備考	
					肥料	農薬
作物	水稻	一般 コンヒカリ	8 6	13		育苗期 5成分
	麦		11	6		育苗期 2成分
	大豆		4	9		育苗期 1成分

分類	作物名	品種、作型等	化学肥料施用量 Nkg/10a	使用農薬成分数	備考	
					肥料	農薬
作物	水稻	一般 コンヒカリ	8 6	13		育苗期 5成分
	麦		11	6		育苗期 2成分
	大豆		4	9		育苗期 1成分

令和5年11月13日改正

(略)

葉ネギ	春夏播き(施設) 秋冬播き(施設) 露地	23	8 4 12		
白ネギ		45	20		
ソラマメ		6	8		

葉ネギ	春夏播き(施設) 秋冬播き(施設) 露地	23	8 4 12		
白ネギ		45	14		
ソラマメ		6	8		

(略)

(略)

工芸 茶		54	14		
コンニャク		14	8		

工芸 茶		54	14		
コンニャク		14	8		

1 対象は、当該農産物の生産過程及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間とする。  
 2 使用農薬成分数は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤等の有効成分の延べ数とし、栽培期間による肥料及び農薬の増減及び育苗期の農薬については、備考欄による。また、野菜類の種子消毒については、別途カウントすることとする。  
 3 青果促進剤などの植物調節剤で、局所的に濃縮されずに使用されるものは、1薬剤とする。  
 4 果実濃縮剤及び5割削減の使用農薬成分数については、小数点以下切り捨てとする。  
 5 葉液栽培については、果実培養液から1成分を減らしたものを使用農薬成分とする。但し、土壤消毒剤で培地を消毒した場合は別途カウントする。

別記2～別記6 (省略)

別記2～別記6 (省略)

※使用農薬成分数を14成分から20成分に変更。



分類	作物名	品種、作型等	化学肥料施用量 Nkg/10a	使用農薬成分数	備 考	
					肥料	農薬
作物	水稲	一般	8	13		育苗期 5成分
		コシヒカリ	6			
	麦		11	6		育苗期 2成分
	大豆		4	9		育苗期 1成分
雑穀	アワ		4	2		
	キビ		4	2		
	ヒエ		4	2		
果樹	温州ミカン	早生温州	16	18		
		普通温州	20			
	中晩柑類	伊予柑、ポンカン、日向夏	30	18		
		その他	33			
	香酸柑橘類	ユズ	30	12		
		レモン・ライム	40	14		
	キウイフルーツ		20	14		
	ナシ		16	28		
	ブドウ	一般(ベリーA、デラウェア)	15	26		
		巨峰系4倍体品種、シャインマスカット	9			
	カキ		24	16		
	モモ		15	20		
	クリ		20	6		
	ウメ		20	12		
	ビワ		24	8		
イチジク		14	16			
ブルーベリー		13	9			
野菜	キュウリ	促成 8か月	55	64	追加 4.2kg/月	育苗期 6成分 追加 8成分/月
		半促成 6か月	35	48	追加 3.6kg/月	
		抑制 4か月	25	32	追加 3.3kg/月	
		普通 3か月	49	24	追加 10.0kg/月	
	トマト(ミニトマト含)	半促成 6か月	25	48	追加 2.0kg/月	育苗期 8成分 追加 8成分/月
		普通 7か月	40	56	追加 4.0kg/月	
	ナス	半促成 7か月	56	56	追加 5.0kg/月	育苗期 10成分 追加 8成分/月
		普通 8か月	60	64	追加 5.7kg/月	
	イチゴ	8か月	一般	26	32	育苗期 20成分 追加 4成分/月
			硫黄くん煙併用型		28	
	メロン	4か月	15	12		育苗期 2成分 追加 3成分/月
	ピーマン	パプリカ・カラーピーマン含	50	30		育苗期 6成分
	トウガラシ類(甘長トウガラシ・シトウ含)	半促成 7か月	49	17		育苗期 4成分
		普通 6か月	54	16		
	スイカ		23	12		育苗期 4成分
	ホウレンソウ		28	6		
	キャベツ		30	14		育苗期 2成分
	ブロッコリー	夏播き	25	14		
		秋播き	30	14		
	レタス		30	12		育苗期 4成分
ハクサイ	秋冬まき	30	14		育苗期 4成分	
チンゲンサイ		15	8			
アスパラガス	周年	28	24			
葉ネギ	春夏播き(施設)	23	4	8		
	秋冬播き(施設)			4		
	露地			12		
白ネギ		45	20			
ソラマメ		6	8			
エダマメ		6	10			

分類	作物名	品種、作型等	化学肥料施用量 Nkg/10a	使用農薬成分数	備 考	
					肥料	農薬
野菜	スイートコーン		27	7		
	オクラ		21	12		
	サトイモ		30	14		
	パレイショ		18	10		
	サツマイモ		5	6		
	ヤマノイモ		40	16		
	ダイコン		18	12		
	カブ		18	6		
	ニンジン	春夏播き	20	6		
		秋播き	24			
	カボチャ		24	6		育苗期 4成分
	タマネギ	極早生	24	12		育苗期 6成分
		早生・中生		17		
		長期貯蔵用(冷蔵貯蔵する晩生品種)		31		
	ニンニク		20	6		
	レンコン		35	5		
	サヤエンドウ	キヌサヤ、スナップエンドウ含	10	10		
	シュンギク		20	8		
	コマツナ		10	8		
	ミズナ・ミブナ		15	6		
	カリフラワー		30	6		
	サンチュ		16	15		
	自然薯		25	16		
	インゲン	モロッコインゲン含	10	14		
	なばな		25	12		
	非結球レタス		30	15		
	ゴボウ		20	8		
	ニラ		32	8		
	ショウガ		26	16		
	ズッキーニ		24	12		
	ラッカセイ		3.5	6		
	ラディッシュ		4	4		
	メキャベツ		30	14		
	ミツバ		14	7		
	葉大根(施設)		10	8		
	しそ		62	23		
	モロヘイヤ		17	5		
	おかひじき		21	3		
	コールラビ		18	5		
	しかくまめ		8	3		
チコリ		12	1			
ルッコラ		14	6			
わさびな		18	8			
コリアンダー	パクチー	17	7			
セルリー	セルリー	50	20			
	ミニセルリー	20				
クレソン		16	6			
工芸	茶		54	14		
	コンニャク		14	8		

- 1 対象は、当該農産物の生産過程及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間とする。
- 2 使用農薬成分数は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤等の有効成分の延べ数とし、栽培期間による肥料及び農薬の増減及び育苗期の農薬については、備考欄による。また、野菜類の種子消毒については、別途カウントすることとする。
- 3 着果促進剤などの植物調節剤で、局所的に重複されずに使用されるものは、1薬剤とする。
- 4 県基準比3割及び5割削減の使用農薬成分数については、小数点以下切り捨てとする。
- 5 養液栽培については、県栽培基準から1成分を減らしたものを使用農薬成分とする。但し、土壌消毒剤で培地を消毒した場合は別途カウントする。

(参考:各都道府県の栽培基準における農薬使用回数)

西日本

都道府県	節減対象農薬 使用回数(回)	備考
愛媛県	14	
徳島県	14	
広島県	20	種子消毒等を考慮した場合は18回
岡山県	24	
山口県	18	「ねぎ」での記載
島根県	19	
鳥取県	20~26	
兵庫県	29	
福岡県	23	
大分県	20	
宮崎県	18	
佐賀県	11~12	
長崎県	24	
熊本県	15	
鹿児島県	16	
奈良県	17	「太ねぎ」での記載
三重県	24	「ねぎ」での記載
滋賀県	16	「太ねぎ」での記載

その他(JA部会防除指針等)

福井県	20	
JAちばみどり	16	
JA松山市	21	
JAひがしうわ	40	農薬一覧の総合計

東日本

都道府県	節減対象農薬 使用回数(回)	備考
福井県	18	春まき・夏まきは20回
岐阜県	19~21	「ねぎ」での記載
静岡県	24	
長野県	21	
石川県	22~26	
富山県	20	
山梨県	11	
新潟県	24~29	
群馬県	18	「下仁田ねぎ」での記載・秋まきは16回
埼玉県	23~28	「ねぎ」での記載
東京都	8~9	
神奈川県	23	
千葉県	11~15	購入苗の場合は10~16
茨城県	26	坊主不知は15
栃木県	17~19	「ねぎ」での記載
福島県	24	
宮城県	19	「ねぎ」での記載
山形県	23	「ねぎ」での記載
秋田県	23	「ねぎ」での記載
岩手県	24	「ねぎ」での記載
青森県	21	「ねぎ」での記載



えひめ県GAPの国際水準への引き上げに伴う変更点について

【概要】

国は、平成22年に策定した現行の共通基盤ガイドライン（以下、旧ガイドライン）に基づく食品安全、環境保全、労働安全の3分野のGAPの取組に、「人権保護」及び「農場経営管理」の分野も加えた国際水準の取組に引き上げ、全国に普及することとし、都道府県が策定するGAP（以下、県GAP）の策定根拠となった旧ガイドラインを廃止し、新たに国際水準GAPガイドライン（以下、新ガイドライン）が令和4年3月に公表。県GAPを存続する都道府県に対しては、令和7年3月31日までに現行の県GAPの取組内容を新ガイドラインに則して国際水準へ順次引き上げることが求められた。

本県においては、令和6年4月18日に国際水準GAPガイドライン準拠に関する確認要領により国の確認を受けた。

【主な変更点について】

人権保護の分野を新たに追加し、国際水準GAPで必要な項目を追加。項目数の変更点は以下の表1～2のとおり。なお、これまでの基準書は「生産工程管理基準（チェックシート）」としていたが、今後は「農業生産工程管理（確認・点検シート）」と改める。

表1 各分野での項目数の一覧

品目	食品安全	環境保全	労働安全	人権保護	農場経営管理	計
青果物 (野菜・果樹)	98【91】	56【52】	51【43】	9【0】	47【26】	261【212】
米	82【52】	48【47】	52【45】	9【0】	46【32】	237【176】
茶	73【68】	47【44】	51【43】	9【0】	53【33】	233【188】

【】内は旧ガイドラインでの項目数

表2 チェック項目数の変更の内訳

品目	新設項目数	追加項目数	削除項目数	計※
青果物（野菜・果樹）	31	44	26	49
米	55	40	34	61
茶	31	46	32	45

※統合による変更や内容の一部変更を除き、計＝新設＋追加－削除としたもの。







Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 食-11, 食-12, and 収穫以降の農産物の管理.

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 食-7, 食-8, and 収穫以降の農産物の管理.

2 環境保全を主な目的とする取組

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農業による環境負荷の低減対策, 肥料による環境負荷の低減対策, and 土壌の管理.

2 環境保全を主な目的とする取組

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農業による環境負荷の低減対策, 肥料による環境負荷の低減対策, and 土壌の管理.

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 廃棄物の適正な処理, エネルギーの削減対策, 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策, and 排水の把握と適正な管理.

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 労働安全を主な目的とする取組, 危険作業等の把握, 農作業従事者の制限, 作業者の教育訓練, 服装及び防護服の着用等, 作業環境への対応, and 機械等の導入・点検・整備・管理・利用.

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農産物の適正な処理・利用, エネルギーの削減対策, 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策, and 排水の把握と適正な管理.

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 労働安全を主な目的とする取組, 危険作業等の把握, 農作業従事者の制限, 服装及び防護服の着用等, 作業環境への対応, and 機械等の導入・点検・整備・管理・利用.



Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農薬・燃料等の管理, 施設の管理・運営体制の整備, and 事故等の備え.

4 人権保護・労務管理に係る取組

Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 人権・福祉と労務管理 and 外国人雇用者を含む労働者に対する適切な対応.

5 農業経営管理の全般に係る取組

Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農場運営の方針・目標, 組織体制及び責任者の整備, 農場のルールに基づく運営, 苦情・異常や食品安全防衛への対応, 外部委託先の管理, 計量機器の点検・校正, and 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用.

Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農薬・燃料等の管理, 施設の管理・運営体制の整備, and 事故後の備え.

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農場運営の方針・目標, 組織体制及び責任者の整備, 農場のルールに基づく運営, 苦情・異常や食品安全防衛への対応, 外部委託先の管理, 計量機器の点検・校正, and 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用.

新		旧		備考				
経-9	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	ほ場の位置、面積等を把握しているか	①ほ場一覧として作成した記録を保存している	①ほ場一覧として作成した記録(位置及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や生産履歴などの記録とリンクさせること)	文書 □	① □	(変更)	
経-10	農薬の使用記録の作成・保存	農薬使用の帳簿を作成しているか	①農薬使用の帳簿を作り、記録保存している	使用した農薬について、次の全ての項目を記録・保管 ①使用場所(ほ場の番号・名称等) ②使用月日 ③使用した農作物 ④使用した農薬名 ⑤希釈倍数 ⑥使用量(製剤量) ⑦購入苗の場合、添付されている農薬使用履歴	文書 □	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □ ⑦ □	(変更)	
経-11	肥料等の使用記録の作成・保存	肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保管 ①施用場所(ほ場の番号・名称、面積等) ②施用月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積 ⑥在庫量	文書 □	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □	(追加)	
経-12	①種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存 ②資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	種子等の購入伝票等の保存や資材の殺菌消毒、保守管理を記録しているか	①購入伝票等を保存している ②資材の殺菌消毒や保守管理の記録簿を作成している	①資材等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票を税法の規定期間保管(種子・苗は、品種、生産地、播種年月(又は有効期限)、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されている証明書を保管) ②種苗を自家増殖した場合、採取したほ場を記録・保管 ③行政による指定種苗を利用する場合、検査に合格していることを確認 ④資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書 □	① □ ② □ ③ □ ④ □	(変更) (追加) (追加)	
経-13	米穀等の取引等に関する記録の作成・保存	出荷日・出荷先・出荷量を把握しているか	①出荷に関する一連の記録簿を作成している ②出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びつけた農産物の出荷記録、それ以外の農産物の管理に関する記録の作成・保存 ③検査機関にかかるとる経緯や測定方法が定められている	①出荷する農産物、出荷伝票、納品書等に「名称、農場名、生産地」を表示する ②出荷した農産物と収穫物が結びつくよう収穫記録、品名、出荷日、出荷数量、出荷先を記録 ③残留農薬等の適合に係る検査結果を記録(残留農薬検査機関は、検査票が推奨する機関とし、可能な限り、食品衛生法に基づく登録検査機関又はISO17025認定機関とする)	文書 □	① □ ② □ ③ □	(変更) (変更) (削除) (削除)	
(削除)								
経-14	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組み等を活用	生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定しているか ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存しているか ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④自己点検の結果や改善部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組み等を活用しているか	生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①生産計画(施肥管理、病害虫・雑草管理計画)や出荷計画(受納)など農場の利用計画と点検項目等を策定 ②自己点検の結果や改善部分の把握 ③自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組み等を活用 ④点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、状況を確認、原因把握・是正についてその結果を記録するとともに、必要に応じて次の計画に反映	生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定しているか ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存しているか ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④自己点検の結果や改善部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組み等を活用	開取 □	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更)	
経-15	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①米穀の出荷に関する記録については原則3年間 ②米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	上記の項目に関する記録の保存期間 ①米穀の出荷に関する記録は原則3年間保存しているか ②米穀の出荷に関する以外の記録(必要な期間)も保存しているか	上記の項目に関する記録 ①米穀の出荷や管理に関する記録は原則3年間保存 ②記録を必要とする作業や記録に関する様式及び保管期間の検討を実施	上記の項目に関する記録の保存期間 ①米穀の出荷に関する記録については原則3年間 ②米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	文書 □	① □ ② □	(変更) (変更)	
チェック数(経営計)					46			
全体計					237			
全-3	圃場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	圃場の位置、面積等を把握しているか	①圃場一覧として作成した記録を保存している	①圃場一覧として作成した記録(位置及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や履歴などの記録とリンクさせること)	文書 □	① □	(変更)	
全-4	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	農薬使用の帳簿を作成しているか	①農薬使用の帳簿を作り、記録保存している	使用した農薬について、次の全ての項目を記録・保管 ①使用場所(ほ場の番号・名称等) ②使用月日 ③使用した農作物 ④使用した農薬名 ⑤希釈倍数 ⑥使用量(製剤量) ⑦購入苗の場合、添付されている農薬使用履歴	文書 □	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □ ⑦ □	(変更)	
全-5	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保管 ①施用場所(ほ場の番号・名称、面積等) ②施用月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積 ⑥在庫量	文書 □	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □	(追加)	
全-6	種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	種子等の購入伝票等の保存や資材の殺菌消毒、保守管理を記録しているか	①購入伝票等を保存している ②資材の殺菌消毒や保守管理の記録簿を作成している	①資材等(種子・苗、肥料、農薬等)の購入伝票を税法の規定期間保管 ②種苗を自家増殖した場合、採取したほ場を記録・保管 ③行政による指定種苗を利用する場合、検査に合格していることを確認 ④資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書 □	① □ ② □	(変更) (追加) (追加)	
全-7	米穀等の取引等に関する内容を記録の作成・保存	出荷日・出荷先・出荷量を把握しているか	①出荷に関する一連の記録簿を作成している	①名称、産地、数量、年月日、相手方の氏名、搬入又は搬出した場所、用途限定米穀についてはその用途を記録(※保管時の温度及び湿度の記録については保存に努める) ②残留農薬等の適合に係る検査結果を記録	文書 □	① □ ② □	(変更) (変更)	
全-8	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管	用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管しているか	①用途限定米穀、食用不適米穀を正しく分けて適切に保管している	①他用途の米穀とは保管場所を区分して管理 ②票せんにより用途の標示	現地 □	① □ ② □	(削除) (削除)	
全-9	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分	用途限定米穀、食用不適米穀を適切に販売・処分しているか	①用途限定米穀、食用不適米穀を正しく分けて適切に販売・処分している	①販売先と、法令等に基づいて契約 ②食用不適米穀は廃棄又は食用に供しない用途への使用 ③農産物検査を実施した場合の記録 ④包装または容器に「用途」を表示	開取 □ 文書 □ 現地 □	① □ ② □ ③ □ ④ □	(削除) (削除) (削除)	
全-10	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組み等を活用	生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定しているか ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存しているか ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④自己点検の結果や改善部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組み等を活用しているか	生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①生産計画(施肥管理、病害虫・雑草管理計画)や出荷計画(受納)など農場の利用計画と点検項目等を策定 ②自己点検の結果や改善部分の把握 ③自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組み等を活用 ④点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、状況を確認、原因把握・是正についてその結果を記録するとともに、必要に応じて次の計画に反映	生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定しているか ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存しているか ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④自己点検の結果や改善部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組み等を活用	開取 □	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更)	
全-11	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①米穀の出荷に関する記録については原則3年間 ②米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	上記の項目に関する記録の保存期間 ①米穀の出荷に関する記録は原則3年間保存しているか ②米穀の出荷に関する以外の記録(必要な期間)も保存しているか	上記の項目に関する記録 ①米穀の出荷や管理に関する記録は原則3年間保存 ②記録を必要とする作業や記録に関する様式及び保管期間の検討を実施	上記の項目に関する記録の保存期間 ①米穀の出荷に関する記録については原則3年間 ②米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	文書 □	① □ ② □	(変更) (変更)	
チェック数(全般計)					32			
全体計					176			



Table with columns for '新' (New) and '旧' (Old) versions of agricultural management standards. It includes sections for '1 食品安全を主な目的とする取組' (Measures for food safety) and '2 労働安全衛生を主な目的とする取組' (Measures for labor safety and health). Rows cover areas like 'ほ場環境の確保と衛生管理' (Field environment and hygiene), '農薬の使用' (Pesticide use), '水の使用' (Water use), '肥料培養液の使用' (Fertilizer/irrigation water use), and '作業者の衛生管理' (Worker hygiene).

Table with columns for '旧' (Old) and '新' (New) versions of agricultural management standards. It includes sections for '1 食品安全を主な目的とする取組' (Measures for food safety) and '2 労働安全衛生を主な目的とする取組' (Measures for labor safety and health). Rows cover areas like 'ほ場環境の確保と衛生管理' (Field environment and hygiene), '農薬の使用' (Pesticide use), '水の使用' (Water use), '肥料培養液の使用' (Fertilizer/irrigation water use), and '作業者の衛生管理' (Worker hygiene).



Table with 7 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 機械・施設・容器等の衛生管理 and 収穫以降の農産物の管理.

2 環境保全を主な目的とする取組

Table with 7 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農業による環境負荷の低減対策 and 肥料による環境負荷の低減対策.

Table with 7 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 機械・施設・容器等の衛生管理 and 収穫以降の農産物の管理.

2 環境保全を主な目的とする取組

Table with 7 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for 農業による環境負荷の低減対策 and 肥料による環境負荷の低減対策.





Table with 4 columns: 作業環境への対応, 労働, 機械等の導入・点検・整備・管理・利用, 農業・燃料等の管理, 事故等の備え. Includes detailed safety and management criteria and checkboxes for compliance.

4 人権保護・労務管理に係る取組

Table with 6 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Focuses on labor rights and welfare management.

5 農業経営管理の全般に係る取組

Table with 6 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Focuses on general agricultural business management.

Table with 4 columns: 作業環境への対応, 労働, 機械等の導入・点検・整備・管理・利用, 農業・燃料等の管理, 事故等の備え. Includes detailed safety and management criteria and checkboxes for compliance.

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

Table with 6 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Focuses on general agricultural production process management.

Main comparison table with columns for '旧' (Old) and '新' (New) standards, detailing changes in agricultural practices, record-keeping, and safety protocols. Includes a summary table at the bottom right for 'チェック数(総計) 全体計'.





新		旧		備考
農産生産管理工程管理<確認・点検シート(茶)>				
栽培責任者名		年月日		チェック実施者:
1 食品安全を主な目的とする取組				
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準
ほ場環境の確認と衛生管理	食-1	ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	①リスク低減のためのルール設定や対策を実施し、更に検証・見直しをしている ②土壌の安全性について、リスク評価を年1回以上実施している ③必要に応じて対策を講じるようしており、リスク評価の結果及び対策は記録している ④ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ⑤廃棄物、不要資材は決められた場所に置かれている ⑥堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑦ほ場にペットを入れないようになっている 注)廃棄物:産プラスチック、廃油、がれき、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・厩肥等 不用資材:網管、バレット、コンテナ
	食-2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	登録農薬または特定農薬を使用しているか	①無登録農薬を使用していない
	食-3 (略)			
	食-4	農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用	①表示内容(ラベル)の指示に従う必要性を理解しているか ②農薬は必要量を計量し、計量したものは洗浄しているか	①農薬は、洗浄で決められた場所で計量 ②使用した計り、カップは洗浄 ③その他以下の全ての項目について確認した上で使用 ・農薬を使用できる農作物 ・農薬の使用量(水和剤の重量等) ・農薬の希釈倍数 ・農薬の使用時期(収穫前日数) ・農薬の使用回数(防除記録で確認) ・農薬の有効期限 ・農薬の使用上の注意
	食-5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避と周辺からの農薬ドリフトの回避	①周辺の農作物や環境に飛散危険を与えないか ②周辺からの農薬飛散を予防する対策を実施しているか	①農薬を周辺農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農薬は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用としている ③周辺の農薬散布に対する農薬ドリフトの対策を実施している
水の使用	食-6	荒茶加工施設における衛生的な水の管理	使用する水は衛生的に扱っているか	①荒茶加工時に使用する水は衛生的に扱っている ②利用水は必要に応じて水質検査を実施している ③検査機関にかかる評価や選定方法が定められている ④水道、養液等の汚染が懸念される場合は対策を講じている
	食-7	作業着及び来訪者の衛生管理の実施	衛生的な取り組みを意図しているか	①衛生的な作業着(手袋・防水着等)を着用している ②作業着の及び来訪者健康状態を把握している ③衛生的な作業ルールを取り決めており、掲示や口頭注意等を行っている
機械・施設・容器等の衛生管理	食-8	ほ場や施設から通る場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	ほ場等の近くに手洗い場やトイレを確保しているか	①ほ場近くに手洗い場やトイレがある ②石鹸・タオル等を常備している
	食-9	収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	器具類等は衛生的な保管、取扱、洗浄を実施しているか	①作業工程で使用する器具、包装容器等や清掃用具及び洗浄剤、消毒剤、機械油等について、安全性の確認、適切な保管、取扱、洗浄等を行っている ②その他器具類等は衛生的に保管、取り扱い、使用後に洗浄している
機械・施設・容器等の衛生管理	食-10	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理を実施しているか	①施設が適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ②出荷まで品質保持が可能な温度で管理している

生産工程管理基準【茶】 (チェックシート)		年月日		栽培責任者名	チェック実施者:
1 食品安全を主な目的とする取組					
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的なチェック項目
ほ場環境の確認と衛生管理	食-1	ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	①ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ②廃棄物、不要資材は決められた場所に置かれている ③堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない ④ほ場にペットを入れないようになっている 注)廃棄物(産プラスチック、廃油、がれき、紙屑、動物の糞等) 不要資材(網管、バレット、コンテナ、未熟堆肥・厩肥等)	①堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止 ②大雨時のほ場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水 ③ほ場にペットを入れないことの徹底 ④堆肥、資材等の不適切な焼却防止 ⑤廃棄物、不要資材、堆肥をほ場やその周辺に放置しない ⑥周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認 ⑦廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理
	食-2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	登録農薬または特定農薬を使用しているか	①無登録農薬を使用していない	①農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をもたらした資材の使用禁止 ②使用前に容器等の農薬登録番号の有無や内容を確認
	食-3 (略)				
	食-4	農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用	表示内容(ラベル)の指示に従う必要性を理解しているか	①表示内容(ラベル)の指示に従っている	以下の全ての項目について確認した上で使用 ①農薬を使用できる農作物 ②農薬の使用量(水和剤の重量等) ③農薬の希釈倍数 ④農薬の使用時期(収穫前日数) ⑤農薬の使用回数(防除記録で確認) ⑥農薬の有効期限 ⑦農薬の使用上の注意
	食-5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避	周辺の農作物や環境に飛散危険を与えていないか	①農薬を周辺農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農薬は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用としている ③風向きを考慮したノズルの向きの決定 ④飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択	
水の使用	食-7	荒茶加工施設における衛生的な水の管理	使用する水は衛生的に扱っているか	①荒茶加工時に使用する水は衛生的に扱っている ②利用水は必要に応じて水質検査を実施している ③周辺環境から判断して水源に汚染物質等の危険性がある場合は、水質分析(化学性)を行い問題点を抽出し改善策を実施(水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関が公的機関、ISO17025認定機関とする)	①荒茶加工に使用する水は飲用に適する ②問題がある場合、水の浄化装置の設置や用途によっては水源を替えるなどの対策を実施 ③周辺環境から判断して水源に汚染物質等の危険性がある場合は、水質分析(化学性)を行い問題点を抽出
	食-6	作業着及び来訪者の衛生管理の実施	衛生的な取り組みを意図しているか	①衛生的な作業着(手袋・防水着等)を着用している ②作業着の及び来訪者健康状態を把握している ③衛生的な作業ルールを取り決めており、掲示や口頭注意等を行っている	以下の点を踏まえたルールを作成し、実施状況を確認 ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止 ②感染症(インフルエンザ等)に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いを励行 ⑤作業中はアクセサリ等、装飾品を外し危害を防止 ⑥作業場所にはペットを入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋を着用 ⑨マスクを着用し農産物に向かって咳やくしゃみをしていない ⑩作業着及び来訪者に向けて、食品安全、衛生管理、労務安全、環境への配慮に関する手順を定めて、掲示や口頭注意等を実施
機械・施設・容器等の衛生管理	食-8	ほ場や施設から通る場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	ほ場等の近くに手洗い場やトイレを確保しているか	①ほ場近くに手洗い場やトイレがある ②石鹸・タオル等を常備している	①周辺近くに手洗い場やトイレを確保 ②石鹸・タオル等を常備 ③ほ場や施設、水路への手洗い場やトイレからの汚水流出防止
	食-9	収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	器具類等は衛生的な保管、取扱、洗浄を実施しているか	①作業工程で使用する器具、包装容器等や清掃用具及び洗浄剤、消毒剤、機械油等について、安全性の確認、適切な保管、取扱、洗浄等を行っている ②その他器具類等は衛生的に保管、取り扱い、使用後に洗浄している	①収穫物のコンテナ、はさみ、バック等は収穫用に分け定期的に洗浄 ②農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合には、使用前に荷台等を十分に洗浄
機械・施設・容器等の衛生管理	食-10	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理を実施しているか	①施設が適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ②出荷まで品質保持が可能な温度で管理している	①生産過程で出るごみを減らすための継続的な努力 ②残さや廃棄物の放置の禁止 ③ねずみや虫、鳥等が施設に入らない対策の実施 ④ペット等を栽培施設に入れない ⑤適切な排水設備と定期的な清掃 ⑥衛生的な作業が行える明るさの照明の設置

Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for '新' (New) and '旧' (Old) measures.

Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for '新' (New) and '旧' (Old) measures.

2 環境保全を主な目的とする取組. Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for '新' (New) and '旧' (Old) measures.

2 環境保全を主な目的とする取組. Table with 5 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes sections for '新' (New) and '旧' (Old) measures.

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes items like 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策 and 排水の把握と適正な管理.

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes items like 3 労働安全を主な目的とする取組, 農作業従事者の制限, 作業者の教育訓練, 服装及び防護服の着用等, 作業環境への対応, 機械等の導入・点検・整備・管理・利用, 農薬・燃料等の管理.

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes items like 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策 and チェック数(環境計).

Table with 4 columns: 区分, 番号, 取組事項, ポイント, 管理基準, 具体的な確認・点検項目, 検査, チェック. Includes items like 3 労働安全を主な目的とする取組, 服装及び防護服の着用等, 作業環境への対応, 機械等の導入・点検・整備・管理・利用, 農薬・燃料等の管理.







新				旧				備考							
生産工程管理の実施	経-14 茶の出荷に関する記録の保存	出荷日・出荷先・出荷量を把握しているか	①出荷に関する一連の記録簿を作成している	① 出荷する生産物、出荷伝票、納品書等に「名称、農場名、産地」を表示する ② 出荷した生産物と収穫物が紐づくよう収穫記録、品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録 ③ 微生物または残留農薬等の適合に係る検査結果を記録(残留農薬検査機関は、受検票が推定する機関とし、可能な限り、食品衛生法に基づく登録検査機関又はISO17025認定機関とする)	文書 <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/>	情報 の 記録 ・ 保管	全-9 茶の出荷に関する記録の保存	出荷日・出荷先・出荷量を把握しているか	① 出荷に関する一連の記録簿を作成している	① 品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録 ② 微生物又は残留農薬等の適合に係る検査結果を記録	文書 <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>	(追加) (変更) (変更)	
生産工程管理の実施	経-15 以下の手順による生産工程管理の実施 ① 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ② 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存 ③ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④ 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者による点検、又は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	生産工程管理の実施 ① 栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定しているか ② 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存しているか ③ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④ 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者による点検、又は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	生産工程管理の実施 ① 生産計画など農場の利用計画と点検項目等(本チェックシートを含む)を策定している ② 点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録し、保存している ③ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存している ④ 自己点検の結果や改善部分の把握をしている ⑤ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者又は第三者による点検の客観的な仕組みを活用している	生産工程管理の実施 ① 生産計画(施肥管理、病害虫・雑草管理計画、出荷計画(実録)など)など農場の利用計画と点検項目等を策定 ② 自己点検の結果や改善部分の把握 ③ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者又は第三者による確認の客観的な仕組みを活用 ④ 点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録 ⑤ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、状況を把握、原因把握・是正についてその結果を記録するとともに、必要に応じて次の計画に反映	開取 <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	生産 工程 管理 の実 施	全-10 以下の手順による生産工程管理の実施 ① 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ② 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存 ③ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④ 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者による点検、又は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	生産工程管理の実施 ① 栽培計画など農場の利用計画と点検項目等(本チェックシートを含む)を策定している ② 点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録し、保存している ③ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存している ④ 自己点検の結果や改善部分の把握、見直し ⑤ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者又は第三者による点検の客観的な仕組みを活用している	生産工程管理の実施 ① 栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定 ② 自己点検の結果や改善部分の把握 ③ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者又は第三者による確認の客観的な仕組みを活用 ④ 点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録 ⑤ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を記録	開取 <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	(変更) (変更) (変更)		
記録の保存期間	経-18 上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ① 茶の出荷に関する記録については原則3年間 ② ポイラーの自主点検の記録については3年間 ③ 上記①、②に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	上記の項目に関する記録の保存期間 ① 茶の出荷に関する記録は原則3年間保存している ② ポイラーの自主点検の記録については3年間保存している ③ 上記①、②に関する以外の記録(必要な期間)も保存している	上記の項目に関する記録 ① 茶の出荷や管理に関する記録は原則3年間保存 ② ポイラーの自主点検の記録については3年間保存 ③ 記録を必要とする作業や記録に関する様式及び保管期間の検討を実施	① 茶の出荷に関する記録は原則3年間保存 ② ポイラーの自主点検の記録については3年間保存 ③ 上記①、②に関する以外の記録も原則3年間保存している	文書 <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/>	記録 の 保 存 期 間	全-11 上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ① 茶の出荷に関する記録については原則3年間 ② ポイラーの自主点検の記録については3年間 ③ 上記①、②に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	上記の項目に関する記録の保存期間 ① 茶の出荷に関する記録は1～3年間保存している ② ポイラーの自主点検の記録については3年間保存している ③ 上記①、②に関する以外の記録も原則3年間保存している	上記の項目に関する記録 ① 茶の出荷に関する記録は原則3年間保存している ② ポイラーの自主点検の記録については3年間保存している ③ 上記①、②に関する以外の記録も原則3年間保存している	文書 <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/>	(変更)		
ポイラー及び圧力容器の定期自主点検	経-17 ポイラーの定期自主点検の記録の作成・保存	ポイラーの定期自主点検を記録しているか	①ポイラーの定期自主点検の記録簿を作成している	①ポイラーの定期自主点検を記録	文書 <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>								(新設)	
チェック数(経営計)				/ 53				チェック数(全般計)				/ 32			
全体計				/ 233				全体計				/ 187			



応募期間 令和6年  
10月31日(木)

まで

※農業環境対策課に直接提出の場合  
11月15日(金)まで

令和6年度

未来につながる

持続可能な農業推進コンクール

本年度からGAP部門及び有機農業・環境保全型農業部門の隔年開催とし、令和6年度においては「GAP部門」のみ募集いたします。

表彰の内容

農林水産大臣賞

1点以内

農産局長賞、畜産局長賞

3点以内

個別経営の部、団体の部、  
人材育成の部

※人材育成の部は、農業教育機関の取組が対象になります。



▲令和4・5年度 受賞者の皆様

過去の受賞者の取組の詳細はこちら

GAP部門▶



令和5年度の農林水産大臣賞の受賞者のとりくみ

GAP部門 すずなり

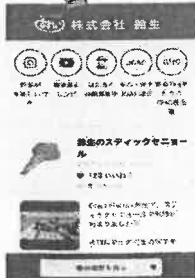
株式会社 鈴生 (静岡県)



・独自の栽培管理システムを活用し、出荷物に二次元コードを添付して取引先に専用IDとパスワードを付与。取引先が直接栽培情報を確認可能に。



・団体事務局が毎月発行しているNEWS LETTERで、**事故件数や事故写真等を共有**。作業員へ労働安全への意識付けを行い、**事故件数が約5割減少**。



・農業者をはじめとして学生や行政等を対象に、事業の参考や知識の向上につながるような視察会や講演を**年間30回以上開催**。

## 本コンクールとは

持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善、普及等に取り組んでいる農業者、農業団体、流通・加工業者、自治体、教育機関等を表彰します。自薦・他薦は問いません。

## 対象者

第三者認証を備えたGAP（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAPをいう。以下同じ。）を取得、又は「国際水準GAPガイドライン」（令和4年3月8日策定）に基づく国際水準GAP（以下「国際水準GAPガイドラインの準拠確認を得たGAP等」という。）を実践し、かつ、継続的な国際水準GAPの取組を通じて、農業経営の改善や持続可能性の確保等について顕著な成果を上げている農業者、農業団体、自治体、教育機関等。

また、第三者認証を備えたGAPを取得、又は国際水準GAPガイドラインの準拠確認を得たGAP等を実践している農場の農畜産物（以下「GAP農畜産物」という。）の消費拡大や普及推進に取り組み、顕著な成果を上げている流通・加工業者、自治体等。

## 応募方法

- ◆ 応募書類は、以下の農林水産省ホームページからダウンロードできます。  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/r6\\_konkuru.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/r6_konkuru.html)
- ◆ 応募書類に必要事項をご記入の上、下記の応募先にお送りください



## 応募先

各都道府県GAP担当部署または農林水産省農産局農業環境対策課

たくさんのご応募  
お待ちしております

## 各地方農政局等問合せ先



コンクール全般に関するお問合せは、お住まいの地域の各地方農政局等をお願いします。

地域	お問合せ先	連絡先（電話番号）
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
東北	東北農政局 生産部 生産技術環境課	022-221-6214
関東	関東農政局 生産部 生産技術環境課	048-740-0437
北陸	北陸農政局 生産部 生産技術環境課	076-232-4893
東海	東海農政局 生産部 生産技術環境課	052-746-1313
近畿	近畿農政局 生産部 生産技術環境課	075-414-9722
中国・四国	中国四国農政局 生産部 生産技術環境課	086-230-4249
九州	九州農政局 生産部 生産技術環境課	096-300-6275
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653
農林水産省 農産局 農業環境対策課		03-3502-8111（代表） (GAP) 内線 4852

## 応募者募集

都道府県に提出する場合：10月31日（木）まで  
農業環境対策課に提出する場合：11月15日（金）まで

主催

農林水産省

# 令和6年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールの推薦

## 川之石高等学校のGAP取組み

- 柑橘 13 品種でグローバルGAP認証を取得した。
- 6次産業化の取組みとして、GAP 認証を取得した柑橘を活用したマーマレード等の加工品の開発・販売を行っている。
- ドローン防除や非破壊選果機を導入し、作業の省力化に取り組むとともに、農機具の電動化を進め、環境への負荷にも配慮している。
- 愛媛県南予地域の日本農業遺産・世界農業遺産登録に向けて、生態系の調査やグローバルGAPに関する取材・情報発信を行うなどの貢献をしている。

## 推薦理由

### ①グローバル GAP 認証取得への取組み

- ・平成 29 年度から取得に取り組み、現在柑橘 13 品種で取得している。これは全国トップクラスの認証取得数である。
- ・認証(更新)審査は生徒らに対応し、継続して認証を取得している(資料 1)。
- ・グローバル GAP について学校のカリキュラムに取り込むとともに、年3回の学習会を開催し、他校の農学科や農業高校の生徒、地元役場・関連企業等にも参加を呼びかけ、GAP に対する理解を深めている。

### ②6次産業化への取組み

- ・令和元年度より、グローバルGAP認証を取得した柑橘を使用したマーマレードをダルメイン世界マーマレードアワードに出品。毎年入賞を果たしている。
- ・入賞したマーマレードは、グローバルGAP認証企業と連携し、スーパーやインターネットで販売するとともに、台湾への輸出にも取り組んでいる。



### ③環境への負担軽減及び省力化に向けた取組み

- ・栽培履歴等の記帳について、地元企業が開発したシステムを活用し、記帳管理の省力化やペーパーレス化に取り組んでいる。
- ・農機具の電動化を推進し、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。
- ・ドローン防除や非破壊選果機を導入し、作業の省力化を図っている。



### ⑤まとめ

- ・当校は、上記のとおり、グローバル GAP を軸に、6次産業化やスマート農業を含めて、地域のモデル校に値する活動を展開し、周囲から注目される存在となっており、その影響もあつてか、八幡浜地域のグローバル GAP 認証取得者数は県内でトップとなっている。
- ・今後も、これまでの取組みをさらに発展させるとともに、その高い発信力で地域内外へ波及することが期待できることから、本コンクールに推薦いたしたい。